

安曇野市下水道事業経営戦略

安曇野の豊かな自然と清潔な

生活環境を未来に引き継ぐために

【平成 29 年度～平成 38 年度】

(公 共 下 水 道 事 業)

(特定環境保全公共下水道事業)

(農 業 集 落 排 水 事 業)

(特定地域生活排水処理事業)

平成 29 年 3 月

長野県安曇野市

目 次

1	はじめに	1
2	事業概要	
(1)	事業の現況	3
ア	施設	
イ	使用料	
ウ	組織	
(2)	民間活力の活用状況等	6
(3)	経営比較分析表を活用した現状分析	7
ア	公共下水道事業	
イ	特定地域生活排水処理事業	
ウ	農業集落排水事業	
(4)	現状と課題	12
ア	人口と水洗人口（水洗化率）	
イ	汚水量と処理場	
ウ	下水道施設	
エ	防災対策	
オ	組織、人材育成	
3	経営の基本方針	
(1)	基本方針	18
(2)	具体的な取り組み	19
4	投資・財政計画（収支計画）	
(1)	収支計画策定に当たっての説明	22
ア	投資についての具体的取組み	
イ	財源についての具体的算出方法	
ウ	投資以外の経費について	
エ	財政計画の概要	
(2)	収支計画に未反映の事項及び今後検討予定の取組み	29
(3)	下水道事業全体の投資・財政計画（収支計画）	30
(4)	公共下水道事業の投資・財政計画（収支計画）	32
(5)	特定環境保全公共下水道事業の投資・財政計画（収支計画）	34
(6)	農業集落排水事業の投資・財政計画（収支計画）	36
(7)	特定地域生活排水処理事業の投資・財政計画（収支計画）	38
5	経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	40
	用語解説	41

1 はじめに

安曇野市下水道事業は、市民の生活環境の向上及び公共用水域の水質の保全を図ることを目的として、施設の整備及び事業の運営を行っています。

安曇野市は、平成 17 年に豊科町、穂高町、三郷村、堀金村、明科町の 5 町村が合併して発足しました。

このため下水道事業については、旧町村の特徴に応じた事業が選択されてきた経過から「公共下水道事業（流域関連公共下水道事業及び単独公共下水道事業）」、「特定環境保全公共下水道事業（流域関連公共下水道事業）」、「特定地域生活排水処理事業」、「農業集落排水事業」の 4 事業によって構成されています。

合併後は、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業及び特定地域生活排水処理事業を経理する「下水道事業特別会計」と「農業集落排水事業特別会計」を設置してそれぞれ施設の整備及び維持管理を行ってきました。

平成 28 年 4 月からは、前述の 4 事業を総括した下水道事業について、その経営成績を明らかにするため、地方公営企業法の全部を適用し、企業会計制度に基づく経理に切り替えています。

下水道事業は、施設整備を短期間に集中的に行ってきたことから、老朽化による施設更新も同時期に訪れることとなりますが、将来的には人口の減少が予測され、下水道接続率を高めても料金収入の増加はあまり期待できず、経営環境は厳しいと言わざるをえません。

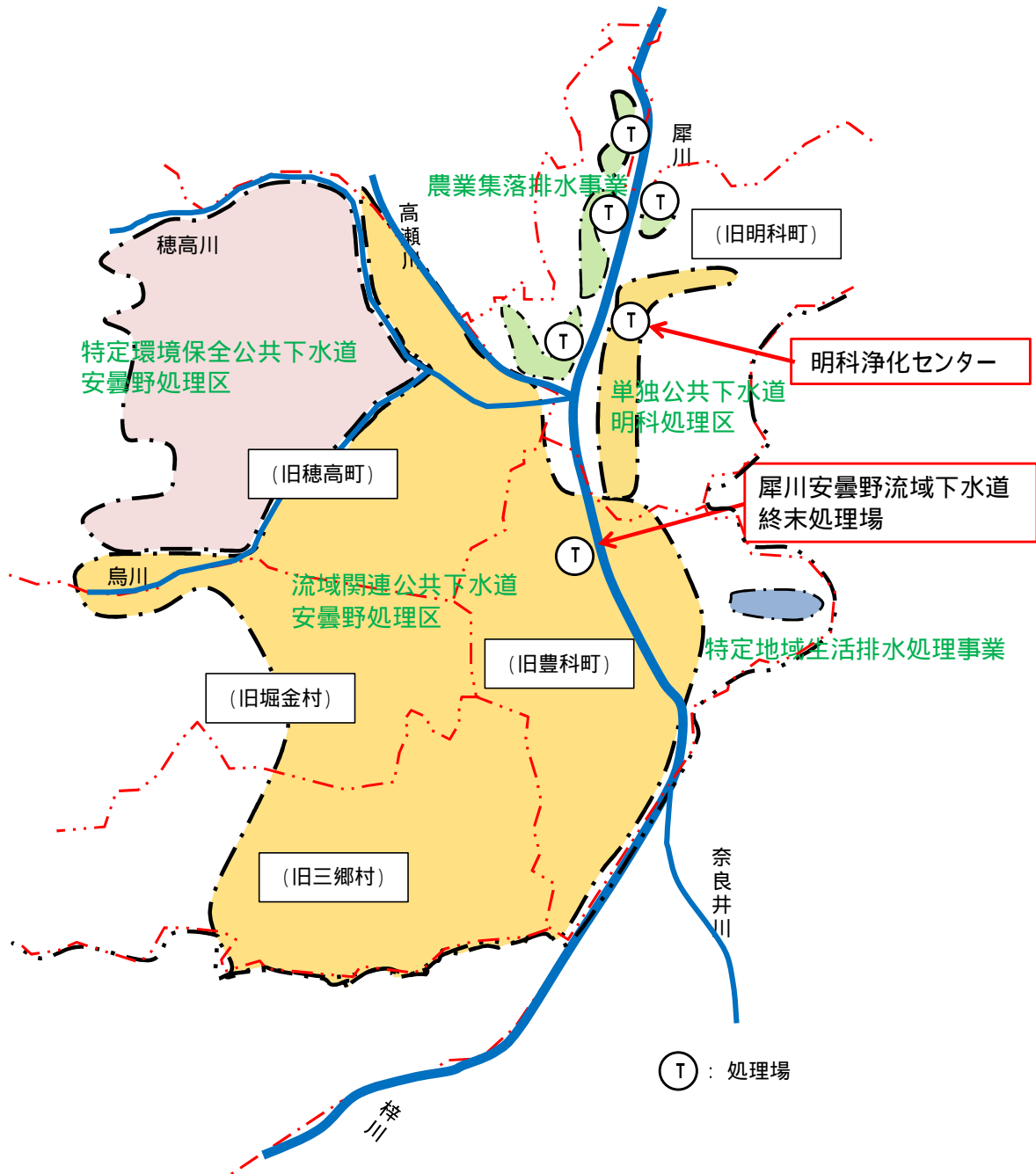
このような状況のもと、住民生活の快適性を維持するため、今後も下水道事業を安定的に経営しなければなりません。そこで下水道事業の中長期的な経営の基本方針となる「経営戦略」を作成することにしました。

上記のとおり下水道事業については 4 事業で構成されていることから、経営戦略も事業毎に作成する方法もありますが、相互に関連する事項もあり、下水道事業全体としての経営戦略を立てる必要性から一体的な計画としました。

計画期間については平成 29 年度から平成 38 年度までの 10 年間としていますが、今後社会情勢や環境の変化等に応じ、順次、見直しを図っていきます。

なお、この経営戦略については、安曇野市公共下水道事業運営審議会の審議を経て作成しました。

下水道事業計画処理区域図



2 事業概要

(1) 事業の現況 (平成 28 年 4 月 1 日現在)

ア 施設

項 目	公共下水道事業		
	流域関連公共下水道事業		単独公共下水道事業
供用開始年度	安曇野処理区	旧豊科町処理区 平成 9 年度 旧穂高町処理区 平成 9 年度 旧三郷村処理区 平成 11 年度 旧堀金村処理区 平成 10 年度	平成 12 年度
法適用(全部適用・一部適用)、非適用の区分	全部適用		全部適用
処理区域内人口密度	25.9 人 / ha		
	25.5 人 / ha		36.5 人 / ha
流域下水道等への接続の有無	有		無
処理区数	1 (合併前は 4)		1
処理場数	無		1
計画汚水量	-		2,310 m ³ / 日
広域化・共同化・最適化実施状況	無		無

項 目	特定環境保全 公共下水道事業	農業集落排水事業	特定地域生活 排水処理事業
供用開始年度	平成 10 年度	平成 9 年度	平成 17 年度
法適用(全部適用・一部適用)、非適用の区分	全部適用	全部適用	全部適用
処理区域内人口密度	14.6 人 / ha	32.3 人 / ha	46.0 人 / ha
流域下水道等への接続の有無	有	無	無
処理区数	1	4	1
処理場数	無	4	27(浄化槽)
計画汚水量	-	(生野) 54 m ³ / 日 (押野) 538 m ³ / 日 (川西) 584 m ³ / 日 (中村) 116 m ³ / 日	-
広域化・共同化・最適化実施状況	無	無	無

イ 使用料

使用料体系の概要

一般家庭用使用料体系の概要・考え方	汚水量の認定は原則水道使用量とし、基本料金と超過分で構成される料金体系となっています。 使用料（消費税等を含む。）は、以下のとおりです。		
	基本料金	10 m ³ まで	1,944 円
業務用使用料体系の概要・考え方		11 m ³ ~ 30 m ³	194.4 円
	超過分（1 m ³ につき）	31 m ³ ~ 100 m ³	205.2 円
		101 m ³ ~	216 円
その他の使用料体系の概要・考え方	業務用についても家庭用に準じますが、次の場合は汚水量を特別に認定して使用料を算出することとしています。 ・水道水以外の水を使用した場合は、適当な箇所に計量装置を取り付け、その計測値をもって算出する。 ・製氷業等の特別な用途に使用する水の量が公共下水道に排除する汚水の量と著しく異なる場合は、使用者からの申告に基づき汚水量を認定する。 これに関わらず、公衆浴場については、1 m ³ につき 45.36 円とする。		

使用料金額

事業区分		公共下水道事業	特定環境保全公共下水道事業	農業集落排水事業	特定地域生活排水処理事業
条例上の使用料（20 m ³ 当たり）	平成 26 年度	3,888 円			
	平成 27 年度	3,888 円			
	平成 28 年度	3,888 円			
実質的な使用料（20 m ³ 当たり）	平成 26 年度	4,050 円	4,006 円	4,032 円	3,995 円
	平成 27 年度	4,133 円	4,043 円	4,152 円	4,102 円
	平成 28 年度	4,191 円	4,123 円	4,174 円	4,137 円

ウ 組織（平成 28 年 4 月 1 日現在）

職員数	13人 (うち再任用職員1人)	公共下水道事業 特定環境保全公共下水道事業 農業集落排水事業 特定地域生活排水処理事業	13人
事業運営組織	<p>上下水道部</p> <ul style="list-style-type: none"> 経営管理課 ——— 庶務担当・・・4人 下水道課 ——— 維持管理担当・・・6人 下水道整備担当・・・3人 <p>経営管理課は、総務・経理部門で1係 下水道課は、施設の維持管理部門、施設整備部門で2係</p>		

(2) 民間活力の活用状況等

項目	公共下水道事業 特定環境保全公共下水道事業 農業集落排水事業 特定地域生活排水処理事業	
民間活用の状況	ア 民間委託	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道使用料、合併処理浄化槽使用料及び農業集落排水施設使用料の徴収については、民間委託しています。 ・公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業及び農業集落排水事業に係る処理場を含む施設の維持管理については、包括的に民間委託しています。 ・公共下水道事業（単独）の処理場から排出される汚泥（脱水ケーキ）の処理については、民間委託し、焼却した後、セメント材料として再利用しています。
	イ 指定管理者制度	なし
	ウ PPP・PFI	なし
資産活用の状況	ア エネルギー利用	なし
	イ 土地・施設等利用	なし

(3) 経営比較分析表を活用した分析

公営企業の経営指標を用いて「経営の健全性・効率性」の分析を行います。

ただし、本市下水道事業は平成 28 年度から地方公営企業法適用事業へ移行したことにより、平成 27 年度は「打切り決算」を行い、費用額が大幅に減少していることから、本指標は参考値となります。

収益的収支比率

総収益を総費用と企業債償還金の合計で除した比率。100%を超えることが経営状況としては望まれます。

経費回収率

使用料で回収すべき経費（汚水処理費）を賄えているか示す指標。100%以上であることが必要であり、適正な使用料収入が確保できているか把握できます。

汚水処理原価

有収水量 1 m³あたりの汚水処理に要した費用を示し、類似団体と比較により本市の状況を把握して、効率的な汚水処理が行われているか検討を行うことができます。

ア 公共下水道事業

汚水処理原価が他団体よりも高い数値となっており、経費回収率も 100%を下回っていますが、収支比率が上がってきていることから、今後も使用料収入の確保等により改善していくと見込まれます。

イ 特定環境保全公共下水道事業

本市で唯一整備が完了していない事業のため、水洗化率が低く、汚水処理原価も高額になり、経費回収率も低値を示しています。各家庭へ接続を呼びかけ、事業全体を改善していく必要があります。

ウ 農業集落排水事業

収支比率は、法非適で算出をしているため地方債償還元金を含めての指標となり、低値を示しており、また、経費回収率、汚水処理原価の状況も良い経営指標となっています。

しかし、施設利用率が類似団体と比較して低いため、改善の検討を行う必要があります。

エ 特定地域生活排水処理事業

収支比率は 100%に近い数値を示しますが、一般会計繰入金が大きな割合を占めています。高齢化が進み閉栓物件等も発生してきているため、事業全体の見直し、今後の検討課題となります。

ア 公共下水道事業

平成27年度 公共下水道事業（法非連） 経営比較分析表

業種名	業種名	事業名	類似団体区分	
法非連用	下水道事業	公共下水道	Bd2	
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)
-	該当数値なし	81.22	100.00	3,888

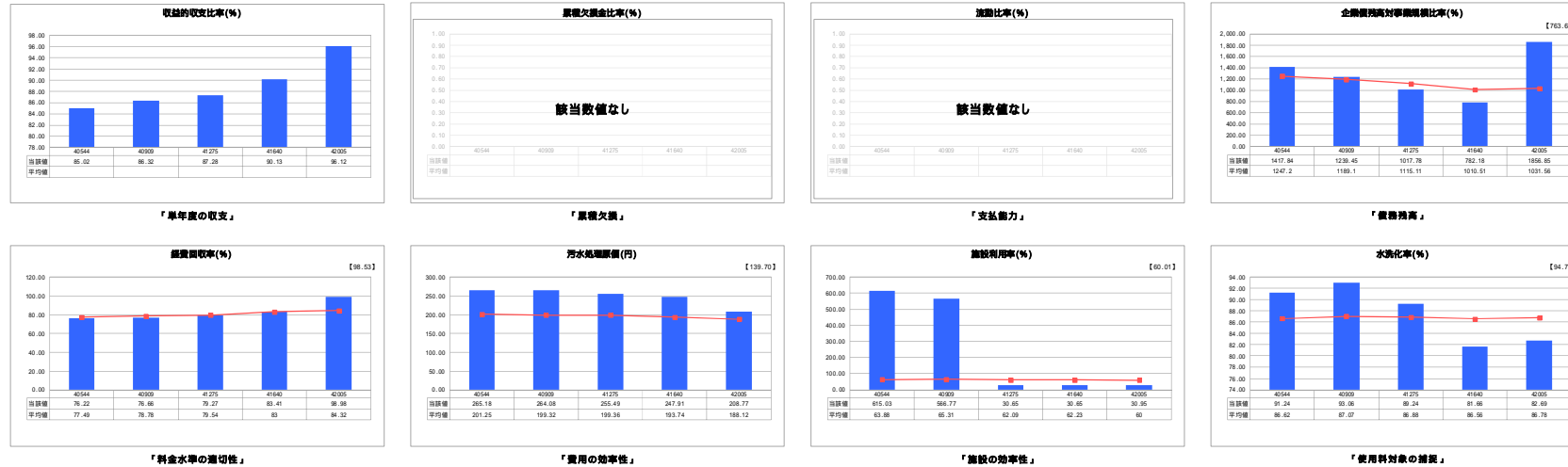
人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
98,514	331.78	296.93
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
79,805	30.87	2,585.20

【全体総括】

28年度より地方公営企業法を適用し経営状況の把握に努めていく。そのため29年から38年までの投資・財政計画を策定した。

平成35年には企業債償還のピークを迎えるとともに、今後処理施設等の電気設備の更新やストックマネジメント計画等の策定を予定し、流動比率が減少すると想定されるため、資本費平準化債の借入れを行い安定した経営ができるよう努めていく。

1. 経営の健全性・効率性



【分析結果】

27年度は地方公営企業法適用前年のため、打ち切り決算を行った。そのため費用が減少して収支比率、経費回収率が伸び、汚水処理原価が低くなり指標上経営状況が良くなった形になっている。

28年度に法適用事業となり、経営戦略を策定をした。今後は、水洗化率の向上を目指して財政計画並びに施設の更新計画に基づき健全な経営を行っていく。

2. 老朽化の状況



【分析結果】

営業については、28年の法適用時点では老朽化率等を示す指標は非常に低いため現在更新・改良・維持等を行う予定はない。

ただし、平成31、32年にストックマネジメントを行い投資計画の見直しを行う。

法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

平成23年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業規模比率及び営業改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

グラフ凡例

■ 当該団体値(当該値)
○ 類似団体平均値(平均値)
□ 平成27年度実績平均

イ 特定環境保全公共下水道事業

平成27年度 特定環境保全公共下水道事業（法非道） 経営比較分析表

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	
法非道適用	下水道事業	特定環境保全公共下水道	D3	
資金不足比率(%)	自己資本償還比率(%)	普及率(%)	有効率(%)	1か月20㎡当たり取崩料金(円)
-	該当数値なし	8.12	100.00	3,888

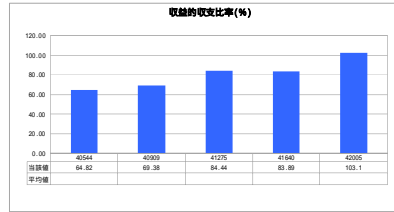
人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
98,514	331.78	296.93
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
7,983	2.98	2,676.86

【全体総括】

28年度より地方公営企業法を適用し経営状況の把握に努めていく。そのため29年から38年までの投資・財政計画を策定した。

今後10年は企業価値選のピークを迎え、流動比率が減少すると想定されるため、資本費平準化債を借入れた資金の確保を行い安定した経営ができるよう努めていく。

1. 経営の健全性・効率性



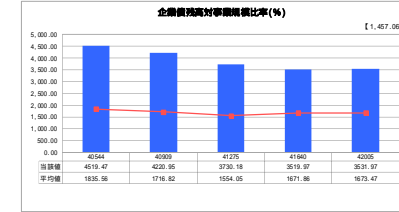
「単年度の収支」



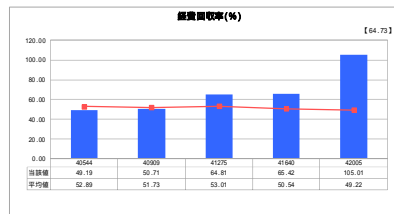
「累積欠損」



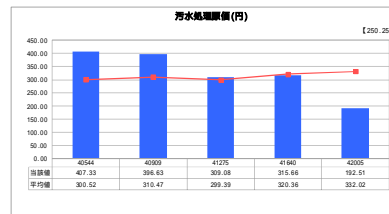
「支払能力」



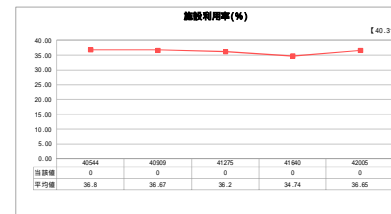
「債務残高」



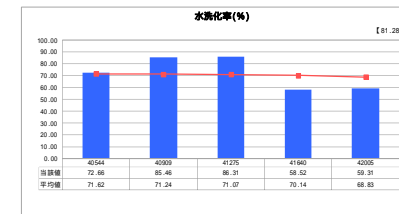
「料金水準の適切性」



「費用の効率性」



「施設の効率性」



「使用料対象の増減」

【分析結果】

27年度は地方公営企業法適用前年のため、打切り決算を行った。そのため費用が減少して収支比率、経費回収率が伸び、汚水処理原価が減少する結果になった。28年の法適用後も収支比率は伸びていく予測であるが、流動比率の指標は低い数値となりそうなので財政計画に基づき健全な経営に努める。

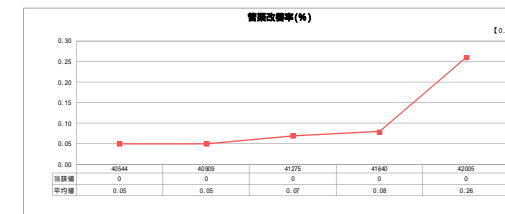
2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管渠の経年老化の状況」



「管渠の更新投資・老朽化対策の推進状況」

【分析結果】

28年の法適用時点では管渠についての老朽化率等を示す指標は非常に低いため管渠については現在更新・改良・維持等を行う予定はない。ただし、平成31,32年にストックマネジメントを行い投資計画の見直しを計っていく。

法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。平成23年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業規模比率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

グラフ凡例
 ■ 当該団体の値(当該値)
 ● 類似団体平均値(平均値)
 【】 平成27年度企業平均

ウ 農業集落排水事業

平成27年度 農業集落排水事業（法非適） 経営比較分析表

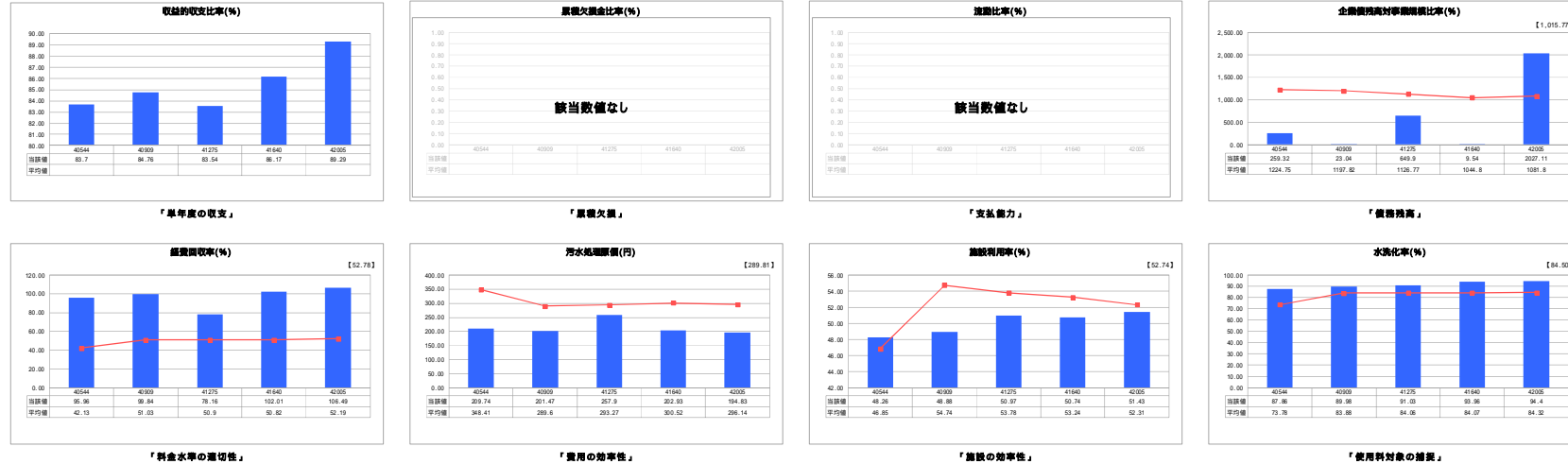
業務名	業務名	事業名	類似団体区分	
法非適用	下水道事業	農業集落排水	F2	
資金不足比率(%)	自己資本調達比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり取崩料金(円)
-	該当数値なし	3.00	92.15	3,888

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
98,514	331.78	296.93
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
2,946	0.91	3,237.36

【全体総括】

28年度より地方公営企業法を適用し経営状況の把握に努めていく。そのため29年から38年までの投資・財政計画を策定した。処理場施設等の電気設備の更新やストックマネジメント後、施設の統廃合など含めた計画を見直しを行い将来性を考えた経営ができるよう努めていく。

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。
平成23年度から平成26年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債務対事業規模比率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

グラフ凡例
■ 当該団体値(当該値)
● 類似団体平均値(平均値)
 平成27年度全国平均

工 特定地域生活排水処理事業

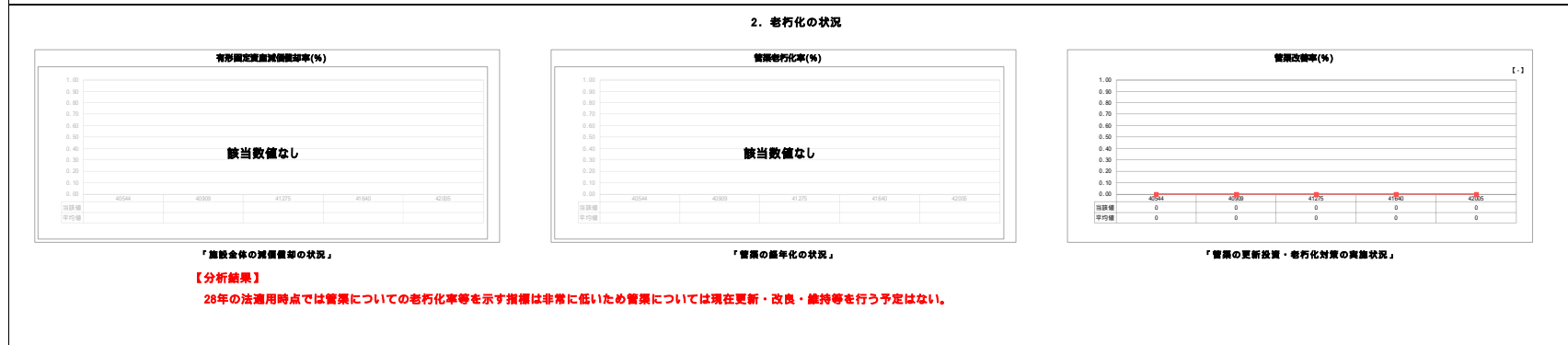
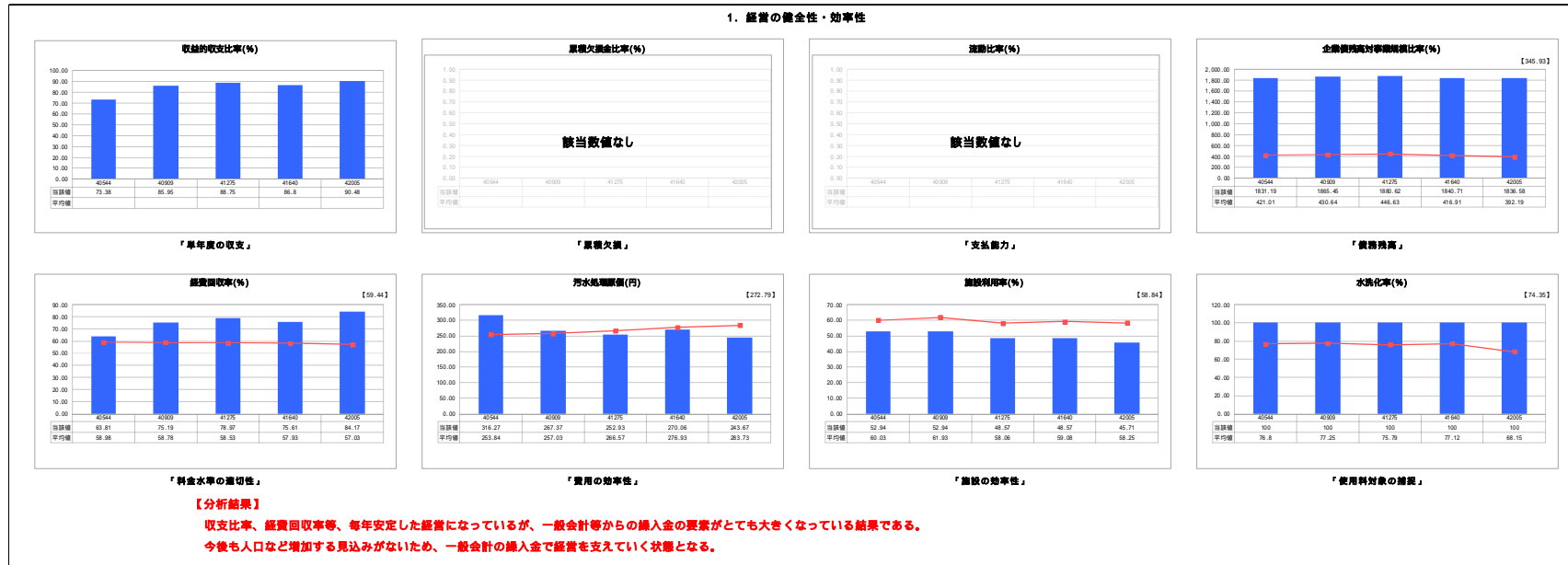
平成27年度 特定地域生活排水処理事業（法非適） 経営比較分析表

業種名	業種名	事業名	類似団体区分	
法非適用	下水道事業	特定地域生活排水処理	K3	
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり取崩料金(円)
-	該当数値なし	0.07	100.00	3,888

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
98,514	331.78	296.93
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
69	0.02	3,450.00

【全体総括】

28年度から法適用事業になって、下水道使用料の収入の増加は見込めないため、一般会計の繰入金に依存することになる。
現在、起債償還が残っているが、今後払い下げ等も含めて検討を行い安定した経営が行えるようにする。



法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。
平成23年度から平成26年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業規模比率及び管理改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

グラフ凡例
 ■ 当該団体の値（当該値）
 ● 類似団体平均値（平均値）
 【】 平成27年度企画平均

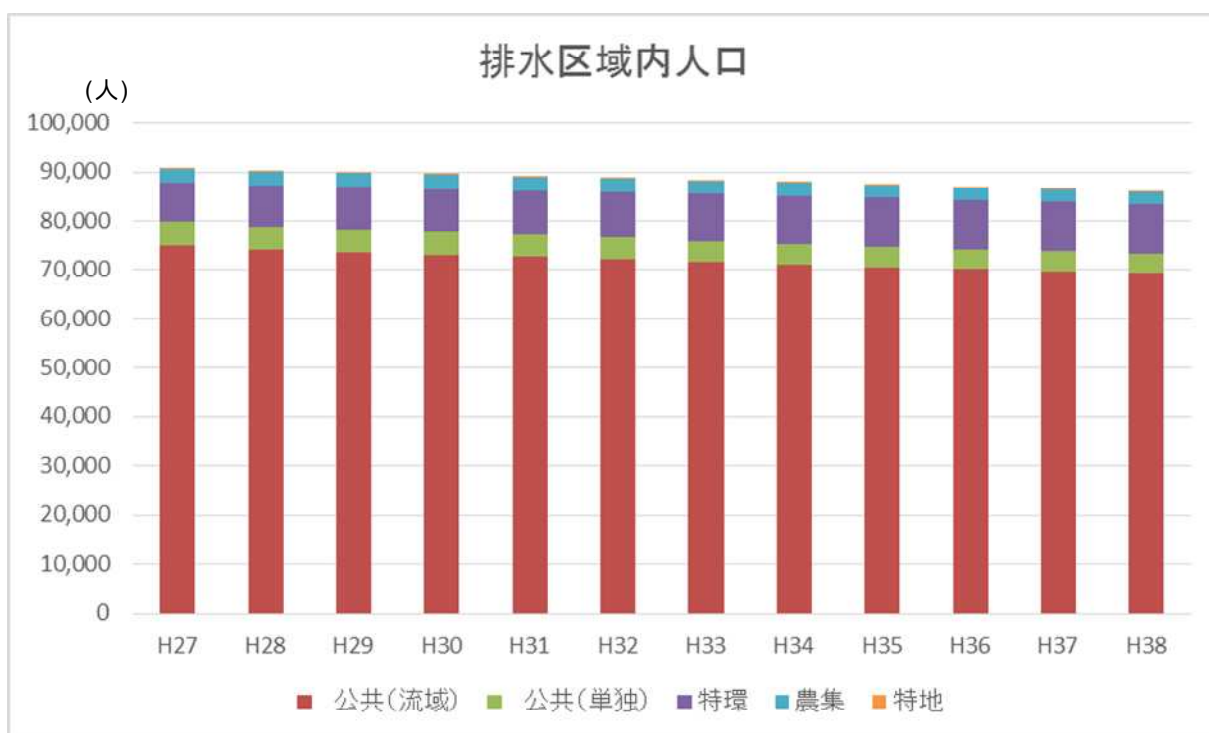
(4) 現状と課題

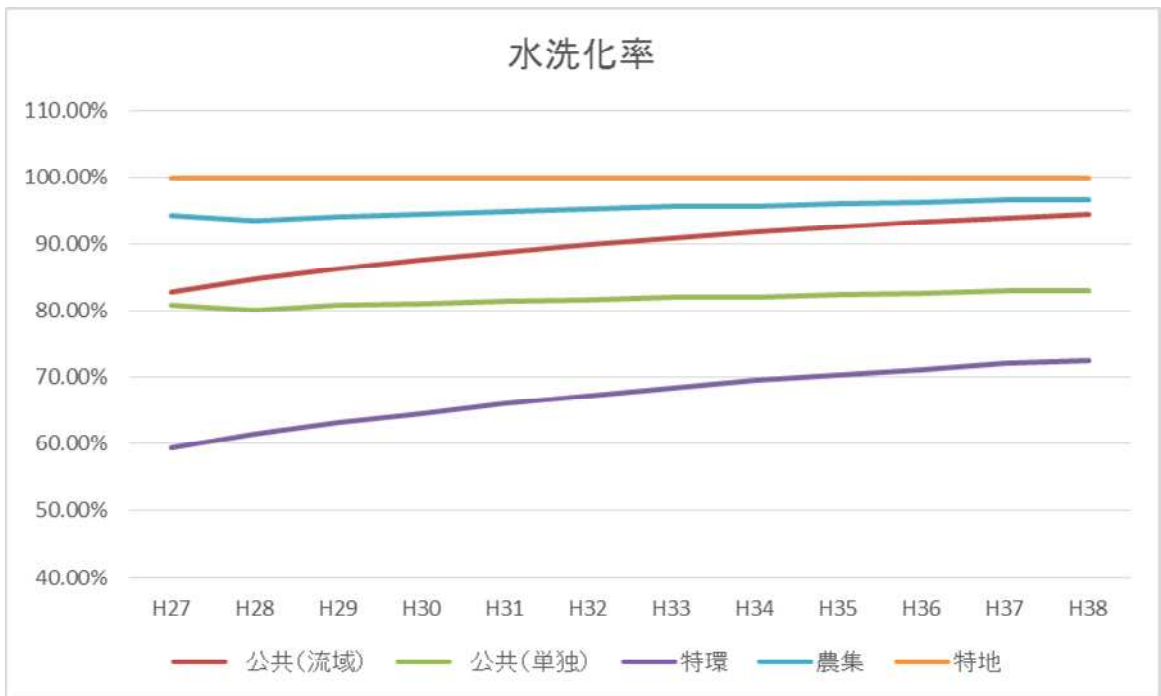
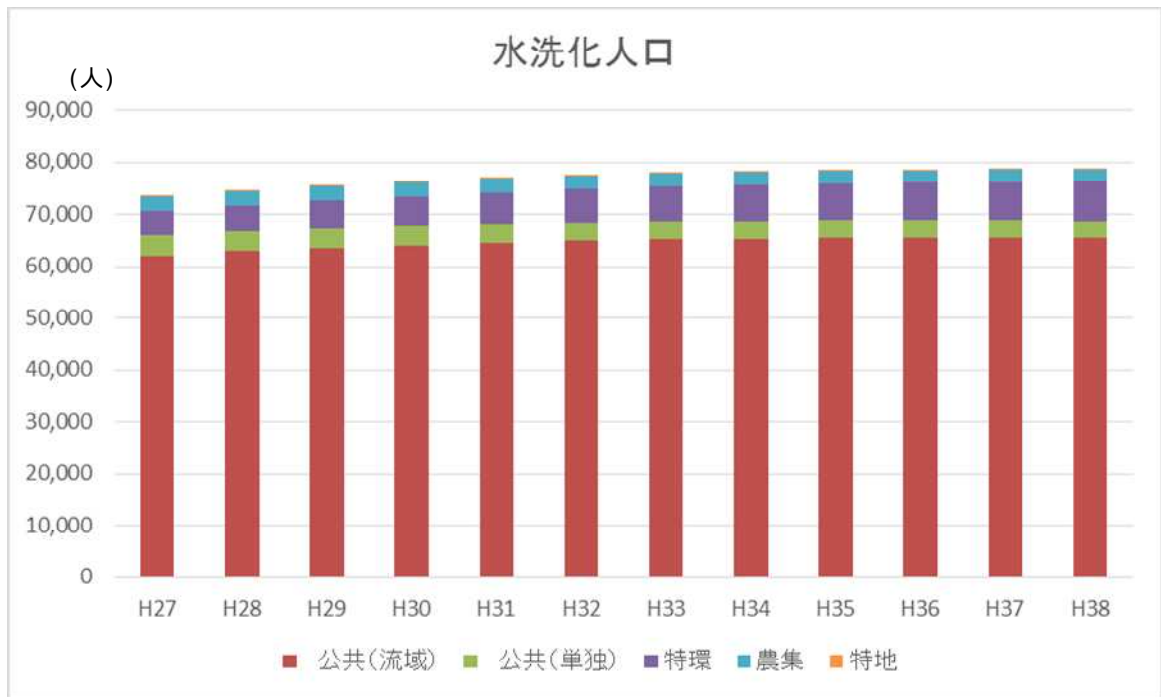
ア 人口と水洗化人口（水洗化率）

本市の行政区域内人口は平成20年をピークに減少に転じ、平成27年度末人口は98,255人となっています。今後も人口減少は進むことから、本計画における人口推計では平成38年度までに5,217人の減少を見込んでいます。

これに伴い下水道の排水区域内人口もグラフのとおり減少する見込みとなります。

また、その区域内で、下水道や農業集落排水、合併処理浄化槽で汚水を処理している世帯の人口を水洗化人口と言い、この水洗化人口を排水区域内人口で除した値を水洗化率と言いますが、その推移は次のグラフのとおりとなります。





公共下水道事業

公共下水道事業に関し、排水区域内人口は減少する見込みとなっています。下水道への接続を促進する方策を実行することで水洗化人口は増加を見込みます。

平成 27 年度の水洗化人口は 65,921 人、水洗化率 82.7%ですが、平成 38 年度には 2,829 人の増加で、水洗化人口 68,750 人、水洗化率 94.0%を見込んでいます。

しかし、公共下水道事業全体で見れば、10 年間で 4.3%の微増に留まります。

なお、単独公共下水道事業（明科地域の一部）については、人口減少率も高く新

たな下水道への接続が見込まれないことから、水洗化人口も減少する見込みです。

単独公共下水道事業の平成 27 年度水洗化人口は 3,843 人ですが、平成 38 年度の水洗化人口は 3,219 人で、624 人の減少となります。このため、将来的な状況を考慮した上で、事業の在り方を検討する必要があります。

特定環境保全公共下水道事業

特定環境保全公共下水道事業については整備途中であり、平成 27 年度の水洗化率は 59.3%と低いいため、今後の水洗化人口の伸び代はあります。

平成 38 年度の水洗化率 72.5%を目指して、下水道接続の促進の取組みを進める必要があります。

農業集落排水事業

農業集落排水事業については、平成 27 年度の水洗化人口 2,781 人、水洗化率 94.4%であり、今後、新たな接続は見込めません。

一方、農業集落排水事業の地域は、人口減少が続いています。平成 38 年度の水洗化人口は 2,327 人と見込んでおり、平成 27 年度に比べ 454 人の減少となります。減少率では 16.3%と他の地域に比べ高い値になります。

これらを考慮した将来的な事業の在り方を検討する必要があります。

特定地域生活排水処理事業

特定地域生活排水処理事業に関しては、対象戸数 27 戸の全てに合併浄化槽を設置していますので、水洗化率は 100%となっており、今後の状況の変化はありません。

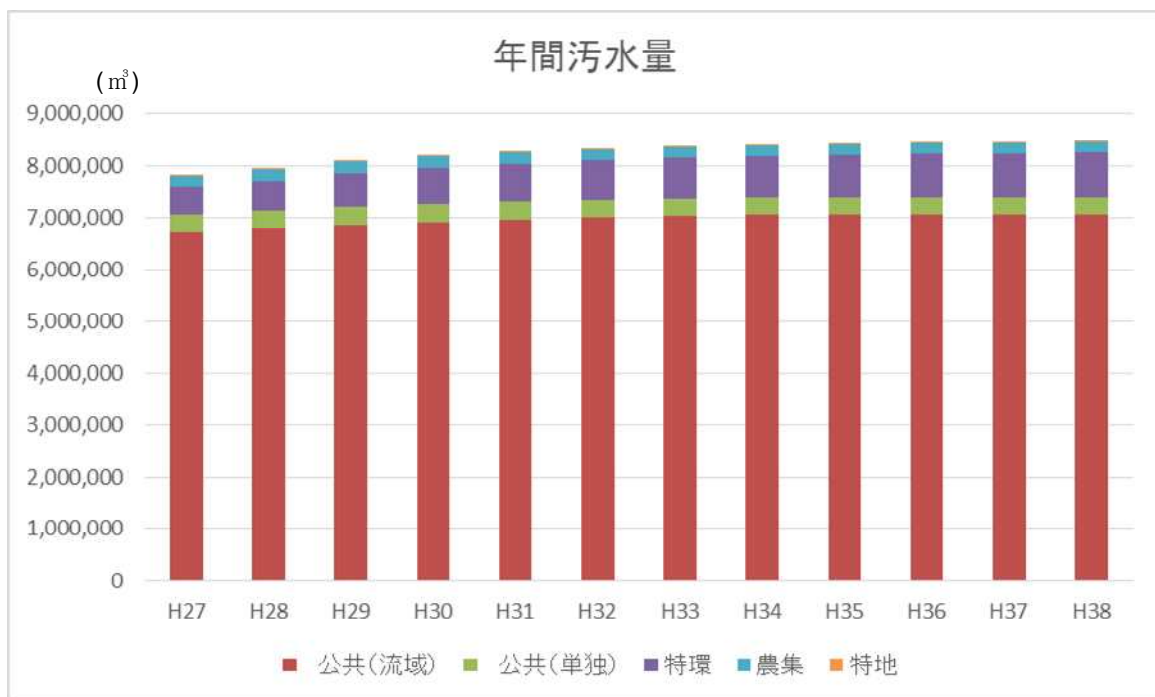
下水道処理区域外において自分で合併浄化槽を設置し、管理している方々との公平性を考慮し、今後の事業の在り方を検討する必要があります。

イ 汚水量と処理場

水洗化人口の動向により、排出される汚水量も変動します。下水道事業全体としては、平成 27 年度約 782 万 m^3 、平成 38 年度約 843 万 m^3 で、61 万 m^3 の増加を見込んでおり、次のグラフのとおりとなります。

下水道事業のうち処理場を設置しているのは、単独公共下水道事業と農業集落排水事業です。

処理場の管理運営は費用も多大になることから、適正な規模で運営されることが必要になります。



公共下水道事業（単独）

公共下水道事業のうち単独公共下水道事業については、水洗化人口の減少により汚水量は減少していきます。

年間汚水量は、平成 27 年度は約 3.6 万 m³、平成 38 年度には約 3.0 万 m³と予測され、これを 1 日あたりに換算すると 822 m³ / 日となります。

単独公共下水道事業に設置されている処理場は 2,310 m³ / 日の能力を持つことから、処理場の規模あるいは存続の可否も含めて検討する必要があります。

農業集落排水事業

農業集落排水事業の年間汚水量は、水洗化人口の減少により汚水量は減少していきます。

平成 27 年度の実績約 2.2 万 m³ に対して、平成 38 年度には約 1.9 万 m³と予測され、これを 1 日あたりに換算すると 514 m³ / 日となります。

処理場は 4 箇所に設置されていますが、その能力は 4 処理場合計で 1,292 m³ / 日となります。

このことから処理場の統廃合等を検討する必要があります。

ウ 下水道施設

公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業

流域関連公共下水道及び特定環境保全公共下水道については、平成3年度の事業着手以降、急速に施設整備を推進してきたことから、平成30年度には全て整備が完了する予定となっています。

このため現時点では、比較的新しい施設となっており、維持管理経費も低く抑えられていますが、これら施設の更新需要も今後、特定の時期に集中して到来することが想定されます。また、平成27年の下水道法の改正において新たに維持修繕基準が創設され、管渠の点検や清掃・修繕についても規定されました。

こうしたことから、今後は、適切な維持管理により管渠の機能維持に努め、施設の延命化を図りつつ、施設の改築修繕計画を策定のうえ、将来的な更新費用等の平準化に取り組む必要があります。

明科地域の単独公共下水道については、平成12年度から供用開始し、平成19年度に事業完了しています。

現在は、民間委託により適正な維持管理に努めており、大規模な修繕や更新工事は発生していませんが、処理場の機械電気設備においては法定耐用年数を迎えていることから、今後は修繕費や更新費用の増加が見込まれます。

また、明科地域は人口減少率も高く、汚水処理量も減少に転じつつあり、現在の汚水処理量も当初計画の半分以下と効率が悪い運転が続いていることから、より一層の効率化対策を検討する必要があります。

農業集落排水事業

明科地域の点在している集落4地区において平成4年度に事業着手し、平成13年度に事業完了しています。

現在は、民間委託により適正な維持管理に努めていますが、早くから供用開始している処理場は稼働から20年以上が経過し、機械電気設備等の法定耐用年数が到来している状況であり、今後、修繕費、更新費用等の増加が見込まれます。

また、水洗化率も94.4%と高い水準となっていますが、人口減少や節水機器の普及等により汚水量も減少傾向に転じてきています。

このような状況の中で、これからも4か所の処理場で汚水処理を続けていくことは効率の悪いことから、対策の検討が急がれます。

特定地域生活排水処理事業

旧豊科町において、公共下水道の事業計画に定められた予定処理区域以外の地域の27戸を対象とした合併処理浄化槽（市町村設置型）を、平成16年度から平成17年度に整備し、安曇野市に引き継がれています。

現在は適正な維持管理に努めていますが、今後は経年劣化による修繕費の増加が見込

まれます。

また、個人設置型の合併処理浄化槽との公平性を考慮すれば、施設の払い下げについても検討する必要があります。

エ 防災対策

下水道事業共通

下水道は、市民の日常生活に欠くことができない重要なサービスを提供しているため、防災対策や危機管理体制の強化が必要ですが、未だ確立したものとはなっていません。

当市の下水道施設の耐震化状況ですが、管路施設については耐震設計に基づいた施工がなされています。

しかし、処理施設である明科浄化センターは、平成7年～8年に設計されており、現在の耐震基準（平成9年度）を満たしていない可能性が高いことから、耐震診断による耐震性能の確認が急がれます。

また、市内にはマンホールポンプ場が154箇所稼働しています。ひとたび広域的な停電が長時間発生した場合、人的・物的にも対応が困難と想定されます。

このため、ライフラインとしての機能を最低限確保するため、発電機の確保や運用方法等、ハード・ソフト両面からの対策に取り組む必要があります。

現在、下水道施設において、故障や事故等の発生に対し、早期対応を図るため、緊急通報装置を設置していますが、この設備も更新が必要な時期が訪れています。

合併以降、施設の運転管理を包括委託してきたことにより、現在の職員には、処理場やマンホールポンプ場の運転や運用の知識が無く、非常時の対応は困難であることから、早期復旧に向けた訓練の実施や技術の習得、また、下水道に携わる民間企業・他事業体とも連携した防災体制づくりを確立する必要があります。

下水道事業については既に災害時事業継続計画（BCP）を作成していますが、本計画に基づき緊急時に職員が迅速に行動できるように継続した訓練が必要です。

オ 組織・人材育成

下水道事業共通

効率的に業務を処理するため、水道事業との共同による料金徴収業務の委託や施設維持管理業務の民間への包括委託等により、組織のスリム化に取り組んできました。

このため、下水道に係る職員も減少し、ベテラン職員の持つ専門知識や技術の継承が課題となってきています。

また、下水道事業を安定的に経営していくため、経営感覚を持った職員の育成も必要となります。

3 経営の基本方針

(1) 基本方針

下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならないとされています。

安曇野市総合計画を基本とした「安曇野市まち・ひと・しごと創生総合戦略」においては「いきいきと暮らせるまちをつくる」を基本目標の一つに掲げ、「安心、安全に暮らせるために防災対策やインフラ整備」、「清らかな水を将来へ引き継ぐため、地下水の保全と利用」等の施策を盛り込んでいます。

これらを踏まえ、安曇野の豊かな自然環境と清潔な生活環境を未来に引き継ぐため、以下の3点を基本方針として、事業を運営していきます。

豊かな自然環境を守る

下水道への接続促進及び終末処理場の適正な運転管理に努め、生活環境の改善及び安曇野の水環境の保全に努めます。

安全で安心な暮らしの実現

地震等の災害に備え防災対策の推進に努めます。また、下水道施設の適正な維持管理に努め施設の延命化を図ります。

健全で持続可能な事業運営

民間活用や処理施設の統廃合について研究を進め、長期的な視野に立って、徹底した経営の効率化を図ります。

施策体系図

基本方針

豊かな自然環境を守る

安全で安心な暮らしの実現

健全で持続可能な事業運営

基本施策

生活環境改善

水環境の保全

防災対策

長寿命化対策

経営の効率化

具体的な施策

下水道普及促進

- ・下水道施設整備
- 水洗化率の向上対策
- ・広報紙・ホームページ等による啓発、戸別訪問

安定的な放流水質の確保

- ・終末処理場の適正管理、機械電気設備の更新
- ・事業所等への立入検査の実施

施設の耐震化

- ・明科浄化センター耐震診断
- 危機管理体制の確立
- ・事業継続計画（BCP）に基づく訓練の実施

計画的な施設の維持管理

- ・定期的な施設の点検・調査
- ・施設・設備の計画修繕、更新

安定した事業運営

- ・民間活力の導入
- ・処理区域の見直し、処理場統廃合の調査研究
- ・組織のスリム化、人材育成、専門技術の継承

(2) 具体的な取り組み

豊かな自然環境を守る

ア 生活環境の改善

- ・ 未普及地域解消のための施設整備を進めます。
- ・ 下水道未接続者に対して早期接続を促すべく、積極的に啓発・PRに取り組み、水洗化率の向上に努めます。

広報紙、ホームページ、あづみ野FMによる啓発。

ダイレクトメール、個別訪問による接続依頼。

各種イベント（アクアピア安曇野ふれあいデー・環境フェア）にてPR。

接続促進に係る新たな助成制度の検討。

イ 水環境の保全

- ・ 処理場からの放流水の水質基準を遵守するため、終末処理場の適正な運転管理及び目標耐用年数¹に達した機械電気設備等の更新に取り組みます。
- ・ 県が管理する犀川安曇野流域下水道事業においては、建設更新事業費及び維持管理に要する経費を継続して負担します。
- ・ 汚水排除基準に適合しない汚水が下水道へ排除されることを防止するため、特定事業所及び除害施設設置事業所への立入検査を計画的に実施します。

また、市民に対しても下水道の正しい使い方について周知し、施設の負担軽減に努めます。

1 目標耐用年数

電気機械設備には、それぞれの法定耐用年数がありますが、実際には法定耐用年数以上に使用できる実績があることから、『公益財団法人 日本下水道新技術機構「効率的な改築事業計画策定技術資料」』に基づき、目標耐用年数を25年と設定します。

安全で安心な暮らしの実現

ア 防災対策

- ・ 明科浄化センターは、平成7年度から8年度にかけて設計されたもので、現在の耐震基準を満たしていない可能性が高いことから、早急に耐震診断を実施し、必要に応じて地震対策を講じます。
- ・ 下水道BCP（事業継続計画）に基づいて、速やかに被災調査や応急復旧に当たれるよう定期的に訓練に取り組み、危機管理体制の確立に努めます。
- ・ 災害等によるマンホールポンプ場の長期停電時の運転を確保するため、非常用発電機を配備します。

また、処理場・マンホールポンプ場の異常を把握するための緊急通報装置の更新に取り組みます。

イ 長寿命化対策

- ・ 平成 27 年度の下水道法の改正に伴い、維持管理基準が創設されたことから、これに沿った計画的な点検・調査に取り組み、適正な維持管理に努めます。
- ・ 老朽化が進む施設・設備の計画的な修繕による延命化努めるとともに、目標耐用年数に達する機械電気設備等の更新に取り組みます。
- ・ 下水道事業は、事業着手以降、急速に施設整備を推進してきたことから、将来の更新需要も特定の時期に集中することになります。このため、ストックマネジメントを導入し、これら施設の更新費用の平準化を図ります。

健全で持続可能な事業運営

ア 経営の効率化

- ・ 現在も施設の維持管理や使用料徴収業務は、民間委託により事務の効率化や経費の縮減に努めていますが、さらなる民間活力の導入について調査研究を進めます。
- ・ 明科地域の単独公共下水道事業と 4 地区の農業集落排水事業は、施設稼働率も計画の 50%程度と効率の悪い稼働状況が続いています。
また、施設の老朽化が進むことから改築、更新についても検討していかざるをえません。このような状況を踏まえ、汚水処理の効率化を図るべく、区域の見直しや施設の統廃合について調査・研究を進めます。
- ・ 地方行政を取り巻く状況が厳しい現在、市民サービスの向上と人件費のバランスを考慮しつつ、最小限の人員で最大のサービス提供ができるように定員の適正化に取り組みます。
また、職員には下水道に係る専門技術や知識の習得も求められることから、下水道に精通した職員の育成に努めます。
- ・ 人口減少による使用料収入の減少や施設の老朽化に伴う更新・維持管理費用の増大など、下水道を取り巻く環境が厳しさを増してきている中、事業の効率化を目的に様々な検討を行う必要があります。
しかし、単一事業体での効率化への改善には限界があることから、周辺事業体と広域化や共同化等について、広く研究・検討を進めます。

4 投資・財政計画(収支計画)

(1) 収支計画の策定に当たっての説明

ア 投資についての具体的取組み

投資に係る主な取組みについては、経営の基本方針の実現のために行う事業として、次に掲げる事業を財政計画に計上しています。

管路施設

(単位：千円)

取組内容	平成 29 年度	平成 30 年度
下水道施設整備	271,414	59,300
公共下水道事業(流域関連)	5,000	-
特定環境保全公共下水道事業	266,414	59,300

流域関連公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業における未普及地域解消のための管路等の整備については、平成 30 年度の完了を目標としています。

(単位：千円)

取組内容	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度	平成 36 年度	平成 37 年度	平成 38 年度
マンホールポンプ場の設備更新	16,000	48,000	20,000	52,000	44,000	36,000
公共下水道事業(単独)		48,000	16,000	52,000	36,000	32,000
特定環境保全公共下水道事業					4,000	4,000
農業集落排水事業	16,000		4,000		4,000	

マンホールポンプ場の機械電気設備については、標準の耐用年数は 10～20 年となっていますが、「公益財団法人 日本下水道新技術機構」による目標耐用年数 25 年を用いて更新時期を設定し、平成 33 年度から平成 38 年度までの間に更新を計画しています。

(単位：千円)

取組内容	平成 29 年度
非常用発電機の導入 下水道事業共通	2,100

災害時の停電に備え、マンホールポンプ用非常用発電機の購入を計画しています。

(単位：千円)

取組内容	平成 33 年度
マンホールポンプ場緊急通報装置の更新 下水道事業共通	46,200

緊急通報装置についてはその機能や性能も年々改善されていることから、平成 33 年に一斉更新として計画しています。

処理場施設

(単位：千円)

取組内容	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度	平成 36 年度	平成 37 年度
処理場機械電気設備等の更新	25,100	-	79,900	157,600	98,450
公共下水道事業（単独）	-	-		157,600	
農業集落排水事業	25,100	-	79,900		98,450

当市の下水道施設は、古いものでも建設から 25 年ほどであり、本計画期間中における大規模な施設更新は発生しない見込みです。ただし、処理場の機械電気設備については、標準の耐用年数は 10～20 年となっていますが、「公益財団法人 日本下水道新技術機構」による目標耐用年数 25 年を用いて更新時期を設定し、平成 33 年度から平成 37 年度までの間に更新を計画しています。

(単位：千円)

取組内容	平成 33 年度
処理場緊急通報装置の更新 下水道事業共通	1,620

緊急通報装置についてはその機能や能力も年々改善されていることから、平成 33 年に一斉更新として計画しています。

流域下水道に関する経費

(単位：千円)

取組内容	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度
流域下水道建設負担金 公共下水道事業（流域） 特定環境保全公共下水道事業 共通	61,176	59,994	21,968	111,352	45,602

取組内容	平成 34年度	平成 35年度	平成 36年度	平成 37年度	平成 38年度
流域下水道建設負担金 公共下水道事業（流域） 特定環境保全公共下水道事業 共通	128,093	266,867	214,070	102,414	109,232

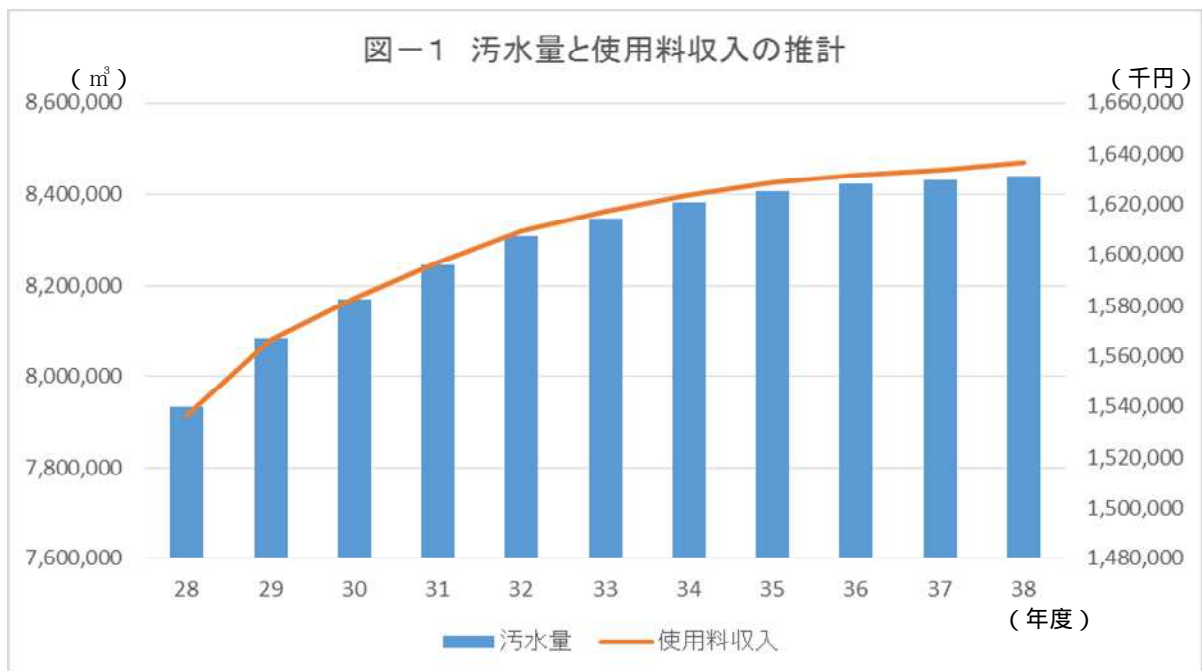
長野県が管理する犀川安曇野流域下水道終末処理場の改築更新計画に基づき、当市の負担金を見込んでいます。

イ 財源についての具体的算出方法

財源の主なものの算出方法は次のとおりです。

下水道使用料

下水道使用料については、汚水量の推計に基づき、現状の単価により算出しています。使用料の推移は、グラフのとおりです。



企業債

企業債については、投資の具体的な取組みに掲げる「下水道施設整備」、「流域下水道建設負担金」、「処理場機械電気設備等の更新」の事業費を基に算定しています。

また、平成 35 年度に企業債償還のピークを迎えるため、一定の期間に財源不足が生じることから資本費平準化債²の借入れを行う計画としています。

2 資本費平準化債

元金償還期間と下水道施設の減価償却期間に約 20 年の開きがあることから、各年度の元金償還金と減価償却費との差について資金不足が生じるという実態があり、各年度の元金償還金と減価償却費との差に対し企業債の発行が認められたものです。

(単位：千円)

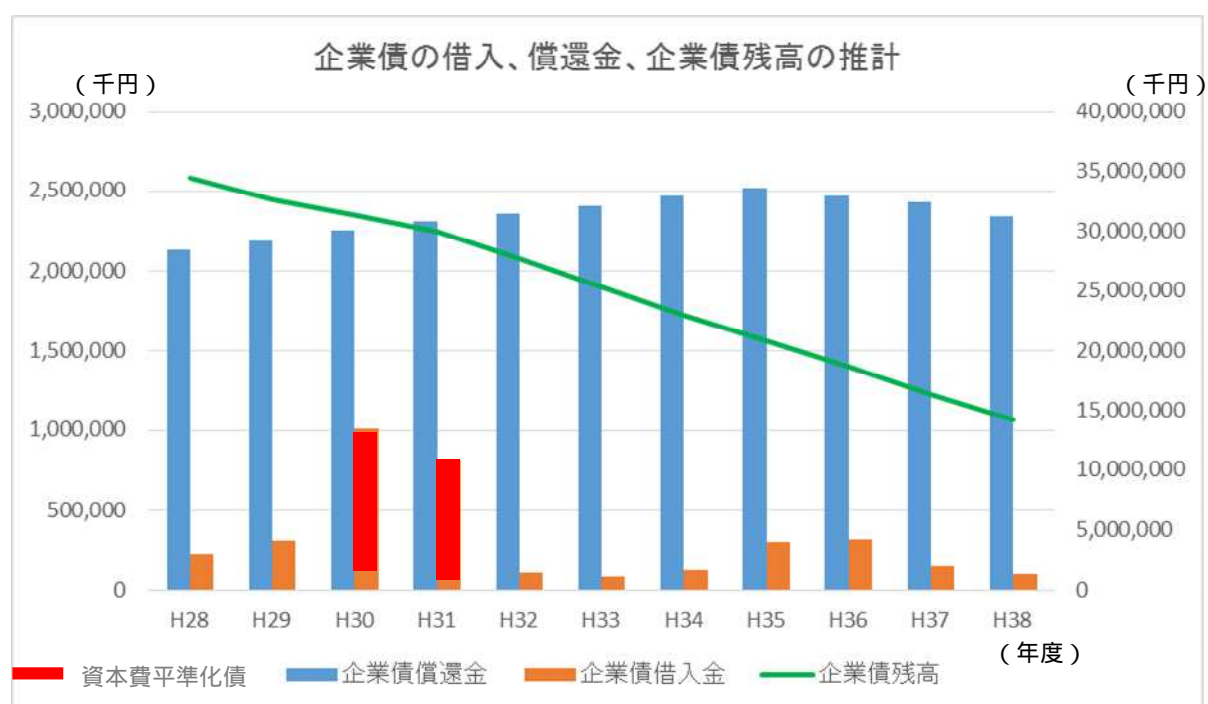
項 目	平 成 29 年度	平 成 30 年度	平 成 31 年度	平 成 32 年度	平 成 33 年度
建設改良事業費に係る企業債	311,100	109,700	20,000	114,500	85,400
公共下水道事業（流域）	62,500	61,800	20,000	114,500	64,900
特定環境保全公共下水道事業	248,600	47,900			
農業集落排水事業					20,500

項 目	平 成 34 年度	平 成 35 年度	平 成 36 年度	平 成 37 年度	平 成 38 年度
建設改良事業費に係る企業債	126,100	306,900	316,900	151,700	104,600
公共下水道事業（流域）	126,100	265,000	316,900	100,500	104,600
農業集落排水事業		41,900		51,200	

(単位：千円)

項目	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度
資本費平準化債		900,000	800,000		
公共下水道事業（流域）		820,000	750,000		
特定環境保全公共下水道 事業		80,000	50,000		

これらの企業債の償還、借入額及び企業債の残高は、次のグラフのとおりとなります。



繰入金

一般会計補助金は、総務省が示す繰出基準に基づく繰入額を計上しており、その基準に従って収益的収入における「他会計補助金」、資本的収入における「他会計補助金」に区分しています。

その他

緊急通報装置の更新、マンホールポンプ場の設備更新については、事業費の 1/2 について国庫補助金の交付を見込んでいます。

ウ 投資以外の経費について

投資以外の経費で、財政計画に計上した主なものは次のとおりです。

ストックマネジメント計画の策定経費

本市の下水道は事業着手以降、急速に施設整備を推進してきたことから比較的新しい施設であり、維持管理経費も低く推移しています。しかし、これら施設の更新需要は将来、特定の時期に集中して到来することが想定されます。

このため、適切な維持管理により施設の延命化を図りつつ、老朽化が進む施設に対し更新需要の全体像を把握し、更新費用の平準化を図るため、平成 31 年度から 32 年度にかけてストックマネジメント計画の策定に取り組みます。

(単位：千円)

取組内容	平成 31 年度	平成 32 年度
ストックマネジメント計画の策定 下水道事業共通	50,000	66,000

明科浄化センター耐震診断

明科地域の単独公共下水道事業については、終末処理場の耐震性能の調査を必要とすることから、平成 31 年度に耐震診断を行う予定です。

事業費は 30,700 千円を見込んでいます。

処理場統廃合の検討経費

明科地域の単独の公共下水道事業と 4 地区の農業集落排水事業においては、各処理場の稼働率も計画の 50% 程度と効率の悪い運転が続いています。

一方で、人口減少や節水機器の普及等により汚水量も減少に転じていることから経営状況は益々厳しくなると予想されます。このような状況を踏まえ、汚水処理の効率化を図るべく、区域の見直しや施設の統廃合について調査・検討を進めます。

(単位：千円)

取組内容	平成 29 年度
処理場統廃合の検討	4,320
公共下水道事業（単独）	2,160
農業集落排水事業	2,160

公共下水道事業（流域関連）及び特定環境保全公共下水道の維持管理経費投資以外の経費の中で大きな割合を占める流域下水道維持管理負担金については、処理場及び幹線管渠の維持管理に要する費用を污水排除量により負担しています。

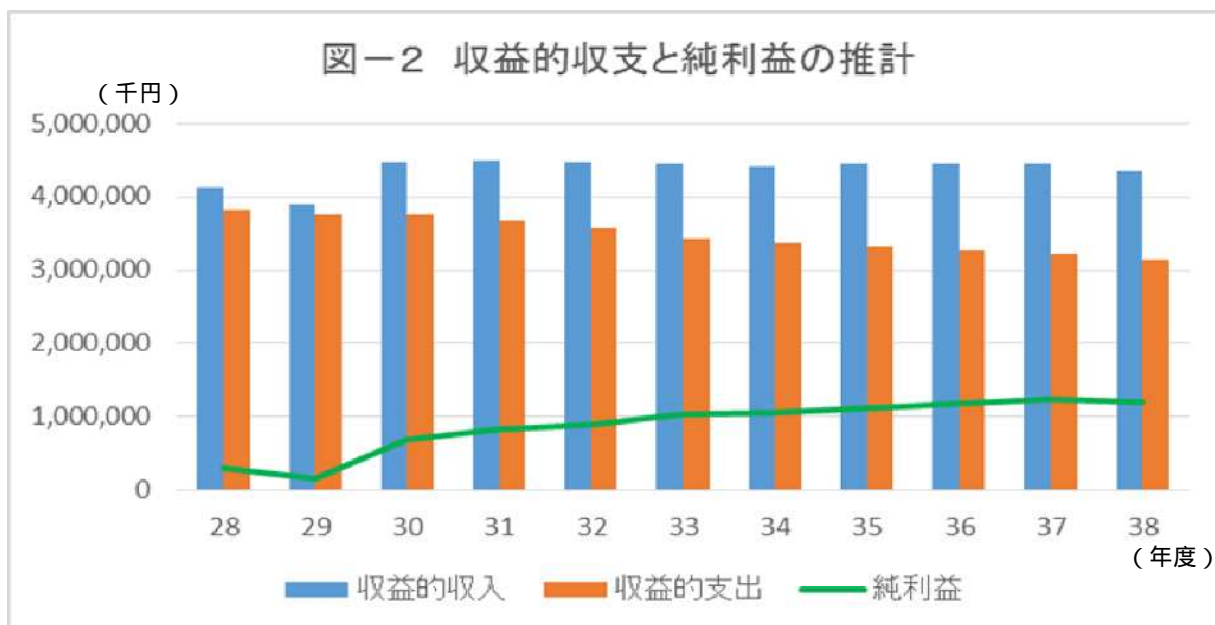
このため、毎年の負担金は、汚水量推計に基づき、現在の負担金単価により計上してありますが、流域下水道の経営状況によっては単価が改定され、負担額は大きく変動することも想定されます。

処理場をはじめとする管路、マンホールポンプ場等の維持管理は包括的な委託としています。

この中で、新たに主要な管路のカメラ点検、管渠清掃や腐食の進んだマンホール蓋の計画的な交換等に取り組み、施設の延命化に努めます。

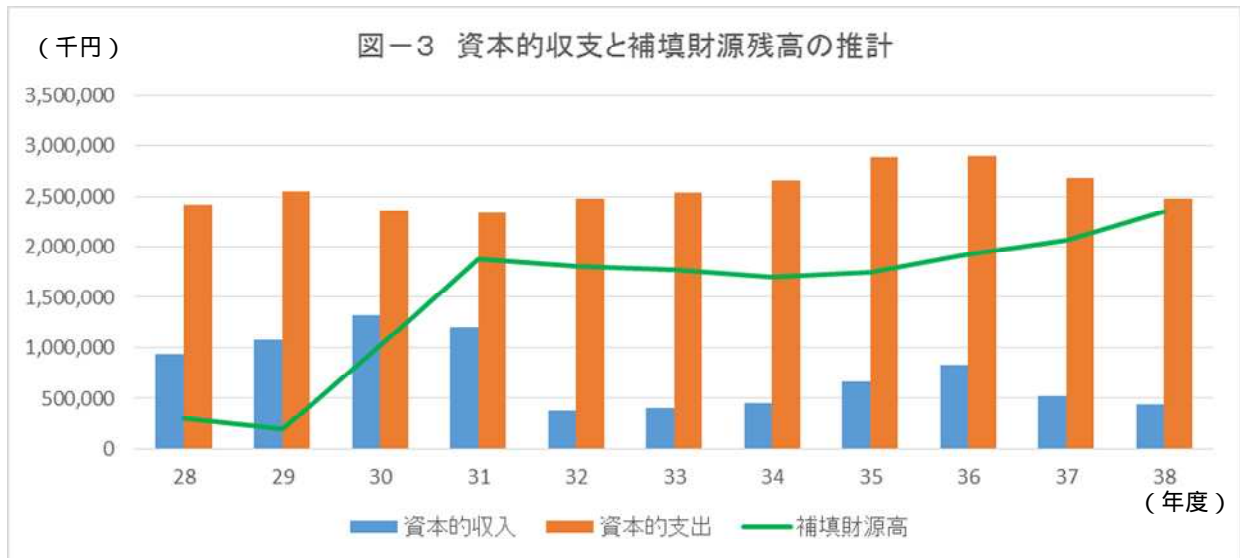
エ 財政計画の概要

下水道事業全体の収益的収支の状況は次のとおりです。損益については毎年純利益を確保できる見込みです。



下水道事業全体の資本的収支の状況は次のとおりです。

計画期間中は、将来の施設更新に備え、事業を安定的に運営するために、補てん財源の確保に努め、平成 38 年度末の補てん財源を概ね 23 億 5 千万円と見込んでいます。



（２） 収支計画に未反映の事項及び今後検討予定の取組み

明科地域の単独公共下水道事業において平成 31 年度予定している処理場の耐震診断の結果によっては、大規模な耐震補強工事が必要となることも想定されます。

しかし、農業集落排水を含めた 5 か所の処理場の稼働率は計画の半分程度と低い状況であり、人口減少も著しく、汚水量も減少に転じていることから、処理場の統廃合の妥当性や耐震診断の必要性、既存施設の現状等を総合的に判断し、その結果によっては新たに汚水処理の効率化へ向けた取組みが必要となることも想定されます。

現在、下水道整備区域外においては個人設置型の合併浄化槽にて排水処理を行い、個人が維持管理しています。

しかし、合併前に特定地域生活排水処理事業により整備された豊科大口沢地区の処理施設は、維持管理も含め安曇野市に引き継がれています。

このため、施設整備から 10 年以上経過し、補助事業による処分制限期間も過ぎたことから、個人設置型の浄化槽との公平性を考慮し、施設の払い下げについても検討していく必要があります。

(3) 下水道事業全体の投資・財政計画(収支計画)

(単位:千円,%)

区 分		年 度	本年度 〔 決 算 〕 〔 見 込 〕	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
收 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)		1,541,957	1,581,179	1,605,969	1,619,968	1,632,019	1,639,815	1,646,464	1,650,784	1,653,923	1,655,783	1,658,877
	(1) 料 金 収 入		1,536,465	1,566,806	1,583,294	1,597,293	1,609,544	1,617,340	1,623,989	1,628,609	1,631,748	1,633,608	1,636,702
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)		1,344	1,185	1,185	1,185	1,185	1,185	1,185	1,185	1,185	1,185	1,185
	(3) そ の 他		4,148	13,188	21,490	21,490	21,290	21,290	21,290	20,990	20,990	20,990	20,990
	2. 営 業 外 収 益		2,576,896	2,322,409	2,856,969	2,878,134	2,845,724	2,810,053	2,774,410	2,795,761	2,790,880	2,801,820	2,692,347
	(1) 補 助 金		1,703,273	1,569,705	2,104,265	2,125,430	2,093,020	2,057,349	2,021,706	2,043,057	2,038,176	2,052,116	2,030,323
	他 会 計 補 助 金		1,703,273	1,569,705	2,104,265	2,085,080	2,068,020	2,057,349	2,021,706	2,043,057	2,038,176	2,052,116	2,030,323
	そ の 他 補 助 金					40,350	25,000						
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入		752,023	752,024	752,024	752,024	752,024	752,024	752,024	752,024	752,024	749,024	661,344
	(3) そ の 他		121,600	680	680	680	680	680	680	680	680	680	680
収 入 計 (C)		4,118,853	3,903,588	4,462,938	4,498,102	4,477,743	4,449,868	4,420,874	4,446,545	4,444,803	4,457,603	4,351,224	
支 出	1. 営 業 費 用		3,074,775	3,052,765	3,067,590	3,066,558	3,026,794	2,911,393	2,906,558	2,918,887	2,896,957	2,900,090	2,870,195
	(1) 職 員 給 与 費		88,786	83,269	85,001	85,001	85,001	85,001	85,001	85,001	85,001	85,001	85,001
	基 本 給 与 費		52,990	49,553	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
	退 職 給 付 費												
	そ の 他		35,796	33,716	35,001	35,001	35,001	35,001	35,001	35,001	35,001	35,001	35,001
	(2) 経 営 費		1,030,984	1,005,841	1,059,635	1,073,599	1,066,899	1,065,425	1,010,797	1,019,402	1,011,970	1,023,913	1,004,262
	動 力 費		27,330	25,854	26,565	26,565	26,541	26,488	26,375	26,282	26,165	26,036	25,869
	修 繕 費		31,541	29,335	31,256	31,832	32,435	33,067	33,708	34,360	35,038	35,728	36,470
	材 料 費		35	53	70	70	70	80	80	100	100	100	100
	そ の 他		972,078	950,599	1,001,744	1,015,132	1,007,853	1,005,790	950,634	958,660	950,667	962,049	941,823
(3) 減 価 償 却 費		1,955,005	1,963,655	1,922,954	1,907,958	1,874,894	1,760,967	1,810,760	1,814,484	1,799,986	1,791,176	1,780,932	
2. 営 業 外 費 用		738,482	695,198	695,198	601,601	555,541	508,953	458,765	409,538	361,317	317,307	273,782	
(1) 支 払 利 息		736,827	691,441	691,441	597,844	551,784	505,196	455,008	405,781	357,560	313,550	270,025	
(2) そ の 他		1,655	3,757	3,757	3,757	3,757	3,757	3,757	3,757	3,757	3,757	3,757	
支 出 計 (D)		3,813,257	3,747,963	3,762,788	3,668,159	3,582,335	3,420,346	3,365,323	3,328,425	3,258,274	3,217,397	3,143,977	
経 常 損 益 (C)-(D) (E)		305,596	155,625	700,150	829,943	895,408	1,029,522	1,055,551	1,118,120	1,186,529	1,240,206	1,207,247	
特 別 利 益 (F)													
特 別 損 失 (G)		14,408	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	
特 別 損 益 (F)-(G) (H)		14,408	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)		291,188	155,125	699,650	829,443	894,908	1,029,022	1,055,051	1,117,620	1,186,029	1,239,706	1,206,747	
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)			31,188	3,313	32,963	31,406	33,314	41,336	135,387	282,007	300,036	384,742	
流 動 資 産 (J)		884,167	756,712	1,583,681	2,441,317	2,368,159	2,336,069	2,262,282	2,238,049	2,409,656	2,557,521	2,838,733	
う ち 未 収 金		236,800	210,000	210,000	210,000	210,000	210,000	210,000	210,000	210,000	210,000	210,000	
流 動 負 債 (K)		2,494,955	2,553,484	2,609,323	2,659,640	2,705,384	2,777,609	2,779,963	2,696,324	2,654,300	2,563,898	4,309,755	
う ち 建 設 改 良 費 分		2,192,755	2,251,284	2,307,123	2,357,440	2,403,184	2,475,409	2,477,763	2,394,124	2,352,100	2,261,698	4,007,555	
う ち 一 時 借 入 金													
う ち 未 払 金		280,000	280,000	280,000	280,000	280,000	280,000	280,000	280,000	280,000	280,000	280,000	
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)													
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)													
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)		1,540,613	1,579,994	1,604,784	1,618,783	1,630,834	1,638,630	1,645,279	1,649,599	1,652,738	1,654,598	1,657,692	
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M) × 100)													
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)													
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)													
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)		1,681,909	1,540,613	1,579,994	1,604,784	1,618,783	1,630,834	1,638,630	1,645,279	1,649,599	1,652,738	1,654,598	
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P) × 100)													

* 資金の不足が発生していない場合は、空白表示

(単位:千円)

区 分		年 度										
		本年度 〔決 算〕 〔見 込〕	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
資 本 的 収 入	1. 企 業 債	223,500	311,100	1,009,700	820,000	114,500	85,400	126,100	306,900	316,900	151,700	104,600
	うち資本費平準化債			900,000	800,000							
	2. 他 会 計 出 資 金											
	3. 他 会 計 補 助 金	568,023	651,235	227,382	232,568	237,377	264,182	248,951	285,225	245,017	298,299	265,132
	4. 他 会 計 負 担 金											
	5. 他 会 計 借 入 金											
	6. 国(都道府県)補助金				15,350		23,910	24,000	8,000	104,800	18,000	16,000
	7. 固定資産売却代金											
	8. 工 事 負 担 金	144,150	108,258	81,562	38,009	31,456	30,110	55,456	60,566	155,253	49,898	46,961
	9. そ の 他											
	計 (A)	935,673	1,070,593	1,318,644	1,105,927	383,333	403,602	454,507	660,691	821,970	517,897	432,693
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)											
	純計 (A)-(B) (C)	935,673	1,070,593	1,318,644	1,105,927	383,333	403,602	454,507	660,691	821,970	517,897	432,693
資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費	286,734	356,421	111,471	22,945	117,329	135,499	177,070	367,744	424,647	245,841	142,209
	うち職員給与費											
	2. 企 業 債 償 還 金	2,136,305	2,192,755	2,251,284	2,307,123	2,357,440	2,403,184	2,475,409	2,516,263	2,471,278	2,429,563	2,339,470
	3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金											
	4. 他 会 計 へ の 支 出 金											
	5. そ の 他											
計 (D)	2,423,039	2,549,176	2,362,755	2,330,068	2,474,769	2,538,683	2,652,479	2,884,007	2,895,925	2,675,404	2,481,679	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)	1,487,366	1,478,583	1,044,111	1,224,141	2,091,436	2,135,081	2,197,972	2,223,316	2,073,955	2,157,507	2,048,986	
補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	1,227,871	1,213,268	861,111	544,141	1,245,436	1,234,081	1,176,972	1,262,316	1,102,955	989,507	893,986
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額		260,000	183,000	680,000	846,000	901,000	1,021,000	961,000	971,000	1,168,000	1,155,000
	3. 繰 越 工 事 資 金											
	4. そ の 他	259,495	5,315									
計 (F)	1,487,366	1,478,583	1,044,111	1,224,141	2,091,436	2,135,081	2,197,972	2,223,316	2,073,955	2,157,507	2,048,986	
補填財源不足額 (E)-(F)												
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)												
企 業 債 残 高 (H)	34,475,858	32,594,203	31,352,619	29,865,496	27,622,556	25,304,772	22,955,463	20,746,100	18,591,722	16,313,859	14,078,989	

他会計繰入金

区 分		年 度										
		本年度 〔決 算〕 〔見 込〕	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
収 益 的 収 支 分		1,705,283	1,571,665	2,106,225	2,087,040	2,069,980	2,059,309	2,023,666	2,045,017	2,040,136	2,054,076	2,032,283
	うち基準内繰入金	1,703,273	1,569,705	2,104,265	2,085,080	2,068,020	2,057,349	2,021,706	2,043,057	2,038,176	2,052,116	2,030,323
	うち基準外繰入金	2,010	1,960	1,960	1,960	1,960	1,960	1,960	1,960	1,960	1,960	1,960
資 本 的 収 支 分		568,023	651,235	227,382	232,568	237,377	264,182	248,951	285,225	245,017	298,299	265,132
	うち基準内繰入金	218,482	222,235	227,382	232,568	237,377	264,182	248,951	285,225	245,017	298,299	265,132
	うち基準外繰入金	349,541	429,000									
合 計		2,273,306	2,222,900	2,333,607	2,319,608	2,307,357	2,323,491	2,272,617	2,330,242	2,285,153	2,352,375	2,297,415

(4) 公共下水道事業の投資・財政計画(収支計画)

ア 公共下水道事業収支計画

(単位:千円,%)

区 分		年 度											
		本年度 〔決 算 込〕	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度	
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)	1,396,379	1,412,838	1,430,437	1,438,733	1,445,793	1,449,173	1,452,071	1,453,263	1,453,310	1,452,513	1,452,180	
	(1) 料 金 収 入	1,391,184	1,398,612	1,409,092	1,417,388	1,424,638	1,428,018	1,430,916	1,432,388	1,432,435	1,431,638	1,431,305	
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)	1,344	1,185	1,185	1,185	1,185	1,185	1,185	1,185	1,185	1,185	1,185	
	(3) そ の 他	3,851	13,041	20,160	20,160	19,970	19,970	19,970	19,970	19,690	19,690	19,690	
	2. 営 業 外 収 益	2,115,150	1,916,111	2,370,594	2,390,522	2,363,773	2,333,192	2,322,285	2,326,366	2,324,758	2,321,168	2,260,132	
	(1) 補 助 金	1,386,422	1,308,007	1,754,903	1,782,418	1,755,669	1,725,088	1,714,181	1,718,262	1,716,654	1,716,064	1,715,474	
	他 会 計 補 助 金	1,386,422	1,308,007	1,754,903	1,742,068	1,730,669	1,725,088	1,714,181	1,718,262	1,716,654	1,716,064	1,715,474	
	そ の 他 補 助 金				40,350	25,000							
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入	607,475	607,474	615,061	607,474	607,474	607,474	607,474	607,474	607,474	607,474	604,474	544,028
	(3) そ の 他	121,253	630	630	630	630	630	630	630	630	630	630	630
収 入 計 (C)	3,511,529	3,328,949	3,801,031	3,829,255	3,809,566	3,782,365	3,774,356	3,779,629	3,778,068	3,773,681	3,712,312		
支 出	1. 営 業 費 用	2,644,999	2,617,281	2,641,894	2,654,062	2,603,100	2,502,515	2,511,518	2,505,326	2,498,097	2,480,824	2,481,013	
	(1) 職 員 給 与 費	82,650	77,515	79,127	79,127	79,127	79,127	79,127	79,127	79,127	79,127	79,127	
	退 職 給 付 費	49,328	46,129	46,545	46,545	46,545	46,545	46,545	46,545	46,545	46,545	46,545	
	そ の 他	33,322	31,386	32,582	32,582	32,582	32,582	32,582	32,582	32,582	32,582	32,582	
	(2) 経 営 費	916,302	889,902	939,753	957,627	934,927	942,373	894,825	889,629	895,998	884,927	888,290	
	動 力 費	18,310	15,916	16,478	16,478	16,525	16,540	16,527	16,518	16,488	16,449	16,393	
	修 繕 費	23,553	18,575	19,710	19,971	20,245	20,537	20,828	21,119	21,426	21,733	22,057	
	材 料 費	33	49	65	65	65	74	74	93	93	93	93	
	そ の 他	874,406	855,362	903,500	921,113	898,092	905,222	857,396	851,899	857,991	846,652	849,747	
	(3) 減 価 却 費	1,646,047	1,649,864	1,623,014	1,617,308	1,589,046	1,481,015	1,537,566	1,536,570	1,522,972	1,516,770	1,513,596	
2. 営 業 外 費 用	634,035	593,639	597,784	509,888	470,478	430,786	387,489	345,071	303,507	265,013	227,260		
(1) 支 払 利 息	633,961	593,501	597,646	509,750	470,340	430,648	387,351	344,933	303,369	264,875	227,122		
(2) そ の 他	74	138	138	138	138	138	138	138	138	138	138		
支 出 計 (D)	3,279,034	3,210,920	3,239,678	3,163,950	3,073,578	2,933,301	2,899,007	2,850,397	2,801,604	2,745,837	2,708,273		
経 常 損 益 (C)-(D) (E)	232,495	118,029	561,353	665,305	735,988	849,064	875,349	929,232	976,464	1,027,844	1,004,039		
特 別 損 益 (F)													
特 別 損 失 (G)	14,408	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500		
特 別 損 益 (F)-(G) (H)	14,408	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500		
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)	218,087	117,529	560,853	664,805	735,488	848,564	874,849	928,732	975,964	1,027,344	1,003,539		
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)		8,087	616	11,469	16,274	11,762	10,326	85,175	213,907	189,871	217,215		
流 動 資 産 (J)	779,897	641,046	1,366,800	2,056,399	1,977,212	1,921,780	1,848,775	1,796,829	1,929,262	2,008,903	2,222,888		
う ち 未 収 金	218,668	193,739	193,739	193,739	193,739	193,739	193,739	193,739	193,739	193,739	193,739		
流 動 負 債 (K)	2,157,719	2,201,062	2,245,612	2,289,181	2,329,392	2,390,847	2,398,512	2,322,049	2,287,752	2,205,686	2,114,466		
う ち 建 設 改 良 費 分	1,894,514	1,937,857	1,982,407	2,025,976	2,066,187	2,127,642	2,135,307	2,058,844	2,024,547	1,942,481	1,851,261		
う ち 一 時 借 入 金													
う ち 未 払 金	255,805	255,805	255,805	255,805	255,805	255,805	255,805	255,805	255,805	255,805	255,805		
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)													
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)													
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)	1,395,035	1,411,653	1,429,252	1,437,548	1,444,608	1,447,988	1,450,886	1,452,078	1,452,125	1,451,328	1,450,995		
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M) × 100)													
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)													
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)													
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)	1,521,203	1,395,035	1,411,653	1,429,252	1,437,548	1,444,608	1,447,988	1,450,886	1,452,078	1,452,125	1,451,328		
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P) × 100)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		

* 資金の不足が発生していない場合は、空白表示

(単位:千円)

年 度		本年度 〔決算 見 込〕	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
区 分												
資 本 的 収 入	1. 企 業 債	99,000	62,500	881,800	770,000	114,500	64,900	126,100	265,000	316,900	100,500	104,600
	うち資本費平準化債			820,000	750,000							
	2. 他 会 計 出 資 金											
	3. 他 会 計 補 助 金	536,909	540,501	195,014	199,553	203,702	209,283	213,912	208,359	209,920	211,307	228,694
	4. 他 会 計 負 担 金											
	5. 他 会 計 借 入 金											
	6. 国 (都 道 府 県) 補 助 金				15,350		23,910	24,000	8,000	104,800	18,000	16,000
	7. 固 定 資 産 売 却 代 金											
	8. 工 事 負 担 金	134,180	105,158	78,462	34,909	28,356	27,010	52,356	57,466	152,153	44,798	43,861
	9. そ の 他											
	計 (A)	770,089	708,159	1,155,276	1,019,812	346,558	325,103	416,368	538,825	783,773	374,605	393,155
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)											
	純 計 (A)-(B) (C)	770,089	708,159	1,155,276	1,019,812	346,558	325,103	416,368	538,825	783,773	374,605	393,155
資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費	129,259	73,873	60,971	22,945	117,329	94,399	177,070	283,844	424,647	139,391	142,209
	うち職員給与費											
	2. 企 業 債 償 還 金	1,849,676	1,894,514	1,937,857	1,982,407	2,025,976	2,066,187	2,127,642	2,169,957	2,129,726	2,095,713	2,013,931
	3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金											
	4. 他 会 計 へ の 支 出 金											
5. そ の 他												
計 (D)	1,978,935	1,968,387	1,998,828	2,005,352	2,143,305	2,160,586	2,304,712	2,453,801	2,554,373	2,235,104	2,156,140	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)	1,208,846	1,260,228	843,552	985,540	1,796,747	1,835,483	1,888,344	1,914,976	1,770,600	1,860,499	1,762,985	
補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	1,062,672	1,044,913	718,552	435,540	1,136,747	1,095,483	1,038,344	1,114,976	970,600	860,499	762,985
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額		210,000	125,000	550,000	660,000	740,000	850,000	800,000	800,000	1,000,000	1,000,000
	3. 繰 越 工 事 資 金											
	4. そ の 他	146,174	5,315									
計 (F)	1,208,846	1,260,228	843,552	985,540	1,796,747	1,835,483	1,888,344	1,914,976	1,770,600	1,860,499	1,762,985	
補填財源不足額 (E)-(F)												
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)												
企 業 債 残 高 (H)	29,482,075	27,650,061	26,594,004	25,381,597	23,470,121	21,468,834	19,467,292	17,562,335	15,749,509	13,754,296	11,844,965	

他会計繰入金

(単位:千円)

年 度		本年度 〔決算 見 込〕	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
区 分												
収 益 的 収 支 分		1,388,432	1,309,967	1,756,863	1,744,028	1,732,629	1,727,048	1,716,141	1,720,222	1,718,614	1,718,024	1,717,434
	うち基準内繰入金	1,386,422	1,308,007	1,754,903	1,742,068	1,730,669	1,725,088	1,714,181	1,718,262	1,716,654	1,716,064	1,715,474
	うち基準外繰入金	2,010	1,960	1,960	1,960	1,960	1,960	1,960	1,960	1,960	1,960	1,960
資 本 的 収 支 分		536,909	540,501	195,014	199,553	203,702	209,283	213,912	208,359	209,920	211,307	228,694
	うち基準内繰入金	187,368	190,501	195,014	199,553	203,702	209,283	213,912	208,359	209,920	211,307	228,694
	うち基準外繰入金	349,541	350,000									
合 計		1,925,341	1,850,468	1,951,877	1,943,581	1,936,331	1,936,331	1,930,053	1,928,581	1,928,534	1,929,331	1,946,128

(5) 特定環境保全公共下水道事業の投資・財政計画(収支計画)

ア 特定環境保全公共下水道事業収支計画

(単位:千円,%)

区 分		年 度	本年度 〔 決 算 〕 〔 見 込 〕	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度	
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)		101,650	125,378	133,163	139,459	145,042	150,023	154,523	158,235	161,929	165,216	169,346	
	(1) 料 金 収 入		101,503	125,231	131,833	138,129	143,722	148,703	153,203	156,935	160,629	163,916	168,046	
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)													
	(3) そ の 他		147	147	1,330	1,330	1,320	1,320	1,320	1,300	1,300	1,300	1,300	
	2. 営 業 外 収 益		265,212	185,916	262,596	263,887	258,294	253,313	231,619	245,081	241,387	238,100	227,893	
	(1) 補 助 金		186,927	107,927	192,194	185,898	180,305	175,324	153,630	167,092	163,398	160,111	156,824	
	他 会 計 補 助 金 そ の 他 補 助 金		186,927	107,927	192,194	185,898	180,305	175,324	153,630	167,092	163,398	160,111	156,824	
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入		77,938	77,939	70,352	77,939	77,939	77,939	77,939	77,939	77,939	77,939	77,939	71,019
	(3) そ の 他		347	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50
	収 入 計 (C)		366,862	311,294	395,759	403,346	403,336	403,336	386,142	403,316	403,316	403,316	403,316	397,239
支 出	1. 営 業 費 用		239,654	239,992	251,826	251,977	251,794	258,049	251,834	251,377	250,477	247,869	240,799	
	(1) 職 員 給 与 費		6,136	5,754	5,874	5,874	5,874	5,874	5,874	5,874	5,874	5,874	5,874	
	基 本 給 与 費 退 職 給 付 費 そ の 他		3,662	3,424	3,455	3,455	3,455	3,455	3,455	3,455	3,455	3,455	3,455	
	(2) 経 費		63,302	59,256	63,046	59,136	59,136	65,878	59,136	59,136	59,136	59,136	59,136	
	動 力 費 修 繕 費 材 料 費 そ の 他		2,850	2,943	3,092	3,092	3,121	3,141	3,159	3,173	3,184	3,192	3,199	
	59,040	54,681	58,226	54,286	54,227	60,915	54,122	54,073	54,028	53,984	53,940			
	(3) 減 価 償 却 費		170,216	174,982	182,906	186,967	186,784	186,297	186,824	186,367	185,467	182,859	175,789	
	2. 営 業 外 費 用		69,079	67,083	65,924	63,300	59,819	56,173	52,483	48,681	44,800	41,509	37,617	
	(1) 支 払 利 息		69,079	67,083	65,924	63,300	59,819	56,173	52,483	48,681	44,800	41,509	37,617	
	(2) そ の 他													
支 出 計 (D)		308,733	307,075	317,750	315,277	311,613	314,222	304,317	300,058	295,277	289,378	278,416		
特 別 利 益 (F)														
特 別 損 失 (G)														
特 別 損 益 (F)-(G)														
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)		58,129	4,219	78,009	88,069	91,723	89,114	81,825	103,258	108,039	113,938	118,823		
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)			18,129	348	8,357	6,426	8,149	7,263	9,088	12,346	3,385	3,323		
流 動 資 産 (J)		57,935	47,620	121,303	165,909	160,408	154,907	126,351	114,962	103,573	89,521	78,175		
うち 未 収 金		16,244	14,392	14,392	14,392	14,392	14,392	14,392	14,392	14,392	14,392	14,392		
流 動 負 債 (K)		211,583	223,783	231,994	235,572	239,218	248,769	248,728	250,187	254,116	258,120	258,539		
うち 建 設 改 良 費 分		185,180	197,380	205,591	209,169	212,815	222,366	222,325	223,784	227,713	231,717	232,136		
うち 一 時 借 入 金														
うち 未 払 金		19,003	19,003	19,003	19,003	19,003	19,003	19,003	19,003	19,003	19,003	19,003		
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)														
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 により 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)														
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)		101,650	125,378	133,163	139,459	145,042	150,023	154,523	158,235	161,929	165,216	169,346		
地 方 財 政 法 による 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M) × 100)														
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 により 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)														
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 する 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)														
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 により 算 定 し た 規 模 (P)		113,003	101,650	125,378	133,163	139,459	145,042	150,023	154,523	158,235	161,929	165,216		
健 全 化 法 第 22 条 により 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P) × 100)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

*資金の不足が発生していない場合は、空白表示

(単位:千円)

年 度		本年度 〔決算 見 込〕	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度	
区 分													
資 本 的 収 入	1. 企 業 債	124,500	248,600	127,900	50,000								
	うち資本費平準化債			80,000	50,000								
	2. 他 会 計 出 資 金												
	3. 他 会 計 補 助 金		79,000										
	4. 他 会 計 負 担 金												
	5. 他 会 計 借 入 金												
	6. 国 (都 道 府 県) 補 助 金												
	7. 固 定 資 産 売 却 代 金												
	8. 工 事 負 担 金	8,770	3,100	3,100	3,100	3,100	3,100	3,100	3,100	3,100	3,100	5,100	3,100
	9. そ の 他												
	計 (A)	133,270	330,700	131,000	53,100	3,100	3,100	3,100	3,100	3,100	3,100	5,100	3,100
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)												
	純 計 (A)-(B) (C)	133,270	330,700	131,000	53,100	3,100	3,100	3,100	3,100	3,100	3,100	5,100	3,100
	資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費	156,275	282,548	50,500								4,000
うち職員給与費													
2. 企 業 債 償 還 金		176,449	185,180	197,380	205,591	209,169	212,815	222,366	226,175	230,056	234,010	238,039	
3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金													
4. 他 会 計 へ の 支 出 金													
5. そ の 他													
計 (D)	332,724	467,728	247,880	205,591	209,169	212,815	222,366	226,175	230,056	238,010	238,039		
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)	199,454	137,028	116,880	152,491	206,069	209,715	219,266	223,075	226,956	232,910	234,939		
補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	92,278	97,028	94,880	72,491	101,069	119,715	129,266	143,075	126,956	115,910	120,939	
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額		40,000	22,000	80,000	105,000	90,000	90,000	80,000	100,000	117,000	114,000	
	3. 繰 越 工 事 資 金												
	4. そ の 他	107,176											
計 (F)	199,454	137,028	116,880	152,491	206,069	209,715	219,266	223,075	226,956	232,910	234,939		
補填財源不足額 (E)-(F)													
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)													
企 業 債 残 高 (H)	3,684,740	3,748,160	3,678,680	3,523,089	3,313,920	3,101,105	2,878,739	2,652,564	2,422,508	2,188,498	1,950,459		

他会計繰入金

(単位:千円)

年 度		本年度 〔決算 見 込〕	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
区 分												
収 益 的 収 支 分		186,927	107,927	192,194	185,898	180,305	175,324	153,630	167,092	163,398	160,111	156,824
	うち基準内繰入金	186,927	107,927	192,194	185,898	180,305	175,324	153,630	167,092	163,398	160,111	156,824
	うち基準外繰入金											
資 本 的 収 支 分			79,000									
	うち基準内繰入金											
	うち基準外繰入金		79,000									
合 計		186,927	186,927	192,194	185,898	180,305	175,324	153,630	167,092	163,398	160,111	156,824

(6) 農業集落排水事業の投資・財政計画(収支計画)

ア 農業集落排水事業収支計画

(単位:千円,%)

年度		本年度 決算 見込	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度	
収 益 的 収 入	1. 営業収益 (A)	42,835	41,880	41,305	40,712	40,120	39,555	38,824	38,240	37,638	37,027	36,324	
	(1) 料金収入	42,685	41,880	41,305	40,712	40,120	39,555	38,824	38,240	37,638	37,027	36,324	
	(2) 受託工事収益 (B)												
	(3) その他	150											
	2. 営業外収益	192,155	216,003	219,294	219,240	219,172	219,063	216,003	219,811	220,232	238,173	199,800	
	(1) 補助金	126,682	150,529	153,820	153,766	153,698	153,589	150,529	154,337	154,758	172,699	154,640	
	他会計補助金	126,682	150,529	153,820	153,766	153,698	153,589	150,529	154,337	154,758	172,699	154,640	
	その他補助金												
	(2) 長期前受金戻入	65,473	65,474	65,474	65,474	65,474	65,474	65,474	65,474	65,474	65,474	45,160	
	(3) その他												
	収入計 (C)	234,990	257,883	260,599	259,952	259,292	258,618	254,827	258,051	257,870	275,200	236,124	
	収 益 的 支 出	1. 営業費用	185,970	191,625	169,850	156,499	167,880	146,809	139,186	158,164	144,363	167,377	144,363
		(1) 職員給与											
与費													
退職給付													
その他													
(2) 経費		49,346	54,934	54,934	54,934	70,934	55,272	54,934	68,735	54,934	77,948	54,934	
動力費		6,170	6,995	6,995	6,995	6,895	6,807	6,689	6,591	6,493	6,395	6,277	
修繕費		6,122	8,901	9,473	9,758	10,057	10,364	10,681	11,008	11,345	11,692	12,073	
材料費													
その他		37,054	39,038	38,466	38,181	53,982	38,101	37,564	51,136	37,096	59,861	36,584	
(3) 減価償却費		136,624	136,691	114,916	101,565	96,946	91,537	84,252	89,429	89,429	89,429	89,429	
2. 営業外費用		34,947	34,074	31,106	28,049	24,900	21,670	18,489	15,504	12,749	10,546	8,688	
(1) 支払利息		33,366	30,455	27,487	24,430	21,281	18,051	14,870	11,885	9,130	6,927	5,069	
(2) その他	1,581	3,619	3,619	3,619	3,619	3,619	3,619	3,619	3,619	3,619	3,619		
支出計 (D)	220,917	225,699	200,956	184,548	192,780	168,479	157,675	173,668	157,112	177,923	153,051		
経常損益 (C)-(D) (E)	14,073	32,184	59,643	75,404	66,512	90,139	97,152	84,383	100,758	97,277	83,073		
特別利益 (F)													
特別損失 (G)													
特別損益 (F)-(G) (H)													
当年度純利益(又は純損失) (E)+(H)	14,073	32,184	59,643	75,404	66,512	90,139	97,152	84,383	100,758	97,277	83,073		
繰越利益剰余金又は累積欠損金 (I)		4,073	257	9,900	5,304	9,816	19,955	37,107	51,490	102,248	159,525		
流動資産 (J)	45,749	67,564	93,938	120,312	130,685	158,371	184,989	222,934	272,340	353,602	431,019		
うち未収金	1,724	1,724	1,724	1,724	1,724	1,724	1,724	1,724	1,724	1,724	1,724		
流動負債 (K)	124,511	127,479	130,536	133,686	135,553	136,751	131,460	122,804	111,126	98,763	1,935,398		
うち建設改良費分	112,111	115,079	118,136	121,286	123,153	124,351	119,060	110,404	98,726	86,363	1,922,998		
うち一時借入金													
うち未払金	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000		
累積欠損金比率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)													
地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金不足額 (L)													
営業収益-受託工事収益 (A)-(B) (M)	42,835	41,880	41,305	40,712	40,120	39,555	38,824	38,240	37,638	37,027	36,324		
地方財政法による資金不足の比率 ((L)/(M) × 100)													
健全化法施行令第16条により算定した資金不足額 (N)													
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (O)													
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (P)	46,559	42,835	41,880	41,305	40,712	40,120	39,555	38,824	38,240	37,638	37,027		
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((N)/(P) × 100)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

* 資金の不足が発生していない場合は、空白表示

(単位:千円)

区 分		年 度										
		本年度 〔決算 見 込〕	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
資 本 的 収 入	1. 企 業 債						20,500		41,900		51,200	
	うち資本費平準化債											
	2. 他 会 計 出 資 金											
	3. 他 会 計 補 助 金	31,114	31,734	32,368	33,015	33,675	54,899	35,039	76,866	35,097	86,992	36,438
	4. 他 会 計 負 担 金											
	5. 他 会 計 借 入 金											
	6. 国(都道府県)補助金											
	7. 固 定 資 産 売 却 代 金											
	8. 工 事 負 担 金	1,200										
	9. そ の 他											
	計 (A)	32,314	31,734	32,368	33,015	33,675	75,399	35,039	118,766	35,097	138,192	36,438
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)											
	純 計 (A)-(B) (C)	32,314	31,734	32,368	33,015	33,675	75,399	35,039	118,766	35,097	138,192	36,438
資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費	1,200					41,100		83,900		102,450	
	うち職員給与費											
	2. 企 業 債 償 還 金	109,230	112,111	115,079	118,136	121,286	123,153	124,351	119,060	110,404	98,726	86,363
	3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金											
	4. 他 会 計 へ の 支 出 金											
	5. そ の 他											
計 (D)	110,430	112,111	115,079	118,136	121,286	164,253	124,351	202,960	110,404	201,176	86,363	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)	78,116	80,377	82,711	85,121	87,611	88,854	89,312	84,194	75,307	62,984	49,925	
補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	71,971	70,377	46,711	35,121	7,611	18,854	9,312	4,194	5,307	12,984	9,925
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額		10,000	36,000	50,000	80,000	70,000	80,000	80,000	70,000	50,000	40,000
	3. 繰 越 工 事 資 金											
	4. そ の 他	6,145										
計 (F)	78,116	80,377	82,711	85,121	87,611	88,854	89,312	84,194	75,307	62,984	49,925	
補 填 財 源 不 足 額 (E)-(F)												
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)												
企 業 債 残 高 (H)	1,288,688	1,176,577	1,061,498	943,362	822,076	719,423	595,072	517,912	407,508	359,982	273,619	

他会計繰入金

(単位:千円)

区 分		年 度										
		本年度 〔決算 見 込〕	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
収 益 的 収 支 分		126,682	150,529	153,820	153,766	153,698	153,589	150,529	154,337	154,758	172,699	154,640
	うち基準内繰入金	126,682	150,529	153,820	153,766	153,698	153,589	150,529	154,337	154,758	172,699	154,640
	うち基準外繰入金											
資 本 的 収 支 分		31,114	31,734	32,368	33,015	33,675	54,899	35,039	76,866	35,097	86,992	36,438
	うち基準内繰入金	31,114	31,734	32,368	33,015	33,675	54,899	35,039	76,866	35,097	86,992	36,438
	うち基準外繰入金											
合 計		157,796	182,263	186,188	186,781	187,373	208,488	185,568	231,203	189,855	259,691	191,078

(7) 特定地域生活排水処理事業の投資・財政計画(収支計画)

ア 特定地域生活排水処理事業収支計画

(単位:千円,%)

区 分		年 度		29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
		本年度 〔決 算 込〕	見 込										
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)	1,093		1,083	1,064	1,064	1,064	1,064	1,046	1,046	1,046	1,027	1,027
	(1) 料 金 収 入	1,093		1,083	1,064	1,064	1,064	1,064	1,046	1,046	1,046	1,027	1,027
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)												
	(3) そ の 他												
	2. 営 業 外 収 益	4,379		4,379	4,485	4,485	4,485	4,485	4,503	4,503	4,503	4,379	4,522
	(1) 補 助 金	3,242		3,242	3,348	3,348	3,348	3,348	3,366	3,366	3,366	3,242	3,385
	他 会 計 補 助 金	3,242		3,242	3,348	3,348	3,348	3,348	3,366	3,366	3,366	3,242	3,385
	そ の 他 補 助 金												
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入	1,137		1,137	1,137	1,137	1,137	1,137	1,137	1,137	1,137	1,137	1,137
	(3) そ の 他												
収 入 計 (C)	5,472		5,462	5,549	5,549	5,549	5,549	5,549	5,549	5,549	5,406	5,549	
収 益 的 支 出	1. 営 業 費 用 (D)	4,152		3,867	4,020	4,020	4,020	4,020	4,020	4,020	4,020	4,020	4,020
	(1) 職 員 給 与 費												
	基 本 給 付 費												
	退 職 給 付 費												
	そ の 他												
	(2) 経 営 費	2,034		1,749	1,902	1,902	1,902	1,902	1,902	1,902	1,902	1,902	1,902
	動 力 費												
	修 繕 費	456		231	350	350	350	350	350	350	350	350	350
	材 料 費												
	そ の 他	1,578		1,518	1,552	1,552	1,552	1,552	1,552	1,552	1,552	1,552	1,552
(3) 減 価 償 却 費	2,118		2,118	2,118	2,118	2,118	2,118	2,118	2,118	2,118	2,118	2,118	
2. 営 業 外 費 用	421		402	384	364	344	324	304	282	261	239	217	
(1) 支 払 利 息	421		402	384	364	344	324	304	282	261	239	217	
(2) そ の 他													
支 出 計 (E)	4,573		4,269	4,404	4,384	4,364	4,344	4,324	4,302	4,281	4,259	4,237	
経 常 損 益 (C)-(D)	899		1,193	1,145	1,165	1,185	1,205	1,225	1,247	1,268	1,147	1,312	
特 別 利 益 (F)													
特 別 損 失 (G)													
特 別 損 益 (F)-(G)													
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)	899		1,193	1,145	1,165	1,185	1,205	1,225	1,247	1,268	1,147	1,312	
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)			899	2,092	3,237	3,402	3,587	3,792	4,017	4,264	4,532	4,679	
流 動 資 産 (J)	586		482	1,640	2,797	3,954	5,111	6,267	7,424	8,581	9,595	10,751	
う ち 未 収 金	164		145	145	145	145	145	145	145	145	145	145	
流 動 負 債 (K)	1,142		1,160	1,181	1,201	1,221	1,242	1,263	1,284	1,306	1,329	1,352	
う ち 建 設 改 良 費 分	950		968	989	1,009	1,029	1,050	1,071	1,092	1,114	1,137	1,160	
う ち 一 時 借 入 金													
う ち 未 払 金	192		192	192	192	192	192	192	192	192	192	192	
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)													
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)													
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)	1,093		1,083	1,064	1,064	1,064	1,064	1,046	1,046	1,046	1,027	1,027	
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M) × 100)													
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)													
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 可 能 資 金 不 足 額 (O)													
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 規 模 (P)	1,144		1,093	1,083	1,064	1,064	1,064	1,064	1,046	1,046	1,046	1,027	
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P) × 100)	-		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

* 資金の不足が発生していない場合は、空白表示

(単位:千円)

年 度		本年度 〔決算 見 込〕	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
区 分												
資 本 的 収 入	1. 企 業 債											
	うち資本費平準化債											
	2. 他 会 計 出 資 金											
	3. 他 会 計 補 助 金											
	4. 他 会 計 負 担 金											
	5. 他 会 計 借 入 金											
	6. 国 (都 道 府 県) 補 助 金											
	7. 固 定 資 産 売 却 代 金											
	8. 工 事 負 担 金											
	9. そ の 他											
	計 (A)											
	(A)のうち翌年度へ繰り越さ れる支出の財源充当額 (B)											
	純計 (A)-(B) (C)											
	資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費										
うち職員給与費												
2. 企 業 債 償 還 金		950	950	968	989	1,009	1,029	1,050	1,071	1,092	1,114	1,137
3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金												
4. 他 会 計 へ の 支 出 金												
5. そ の 他												
計 (D)	950	950	968	989	1,009	1,029	1,050	1,071	1,092	1,114	1,137	
資本的収入額が資本的支出額に 不足する額 (E)	950	950	968	989	1,009	1,029	1,050	1,071	1,092	1,114	1,137	
補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	950	950	968	989	9	29	50	71	92	114	137
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額					1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	3. 繰 越 工 事 資 金											
	4. そ の 他											
計 (F)	950	950	968	989	1,009	1,029	1,050	1,071	1,092	1,114	1,137	
補填財源不足額 (E)-(F)												
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)												
企 業 債 残 高 (H)	20,355	19,405	18,437	17,448	16,439	15,410	14,360	13,289	12,197	11,083	9,946	

他会計繰入金

(単位:千円)

年 度		本年度 〔決算 見 込〕	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
区 分												
収 益 的 収 支 分		3,242	3,242	3,348	3,348	3,348	3,348	3,366	3,366	3,366	3,242	3,385
	うち基準内繰入金	3,242	3,242	3,348	3,348	3,348	3,348	3,366	3,366	3,366	3,242	3,385
	うち基準外繰入金											
資 本 的 収 支 分												
	うち基準内繰入金											
	うち基準外繰入金											
合 計		3,242	3,242	3,348	3,348	3,348	3,348	3,366	3,366	3,366	3,242	3,385

5 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

今後、年度末において経営戦略の実施状況について評価・検証を行っていきます。基本的には3年毎に見直しを行うこととしますが、計画と実績との乖離が著しい場合や投資・財政に係る条件等が変更となった場合も随時見直しを行います。

【用語解説】

流域関連公共下水道事業

流域下水道に接続し、終末処理場を持たない公共下水道事業です。

主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道を公共下水道事業と言います。

公共下水道を設置する地方公共団体は、事業計画を策定し、国との協議を行います。この場合、排水施設の配置、構造及び能力、並びに点検の方法及び頻度、終末処理場を設ける場合には、その配置、構造及び能力等を定め、また、終末処理場を設けず、流域下水道と接続する場合には、その接続する位置を定めます。

旧豊科町、旧穂高、旧三郷村、旧堀金村の事業計画では、流域下水道に接続するものとし、終末処理場を設けていませんので、こうした公共下水道事業の形態を流域関連公共下水道事業と言います。

流域下水道事業

終末処理場を持ち、複数の地方公共団体の下水を処理する下水道事業です。

地方公共団体が管理する下水道により排除される下水を受け、これを排除し、処理するために地方公共団体が管理する下水道で、2以上の市町村の区域における下水を排除するもので、かつ、終末処理場を有して事業を行うものを流域下水道事業と言います。

当市は、長野県が設置、運営する「犀川安曇野流域下水道事業（松本市(旧梓川村)・安曇野市(旧豊科町,旧穂高町,旧三郷村,旧堀金村)）」に接続しています。終末処理場は、「安曇野終末処理場」が安曇野市内に設置されており、「愛称：アクアピア安曇野」として市民の皆さんにも親しまれています。

単独公共下水道事業

終末処理場がある公共下水道事業です。

旧明科町（一部）は、終末処理場を持つ公共下水道事業計画を策定して事業を行い、これが安曇野市に引き継がれています。

特定環境保全公共下水道事業

公共下水道のうち市街化区域以外(市街化区域が設定されていない都市計画区域にあつては、既市街地及びその周辺の地域)において設置されるもので、対象人口が概ね10,000人未満で、水質保全上特に必要とされる地区を限定して設置される公共下水道を特定環境保全公共下水道としています。

公共下水道事業と同様に、終末処理場を設ける場合と流域下水道に接続する場合がありますが、旧穂高町（一部）の特定環境保全公共下水道は、流域下水道へ接続するもので、このような形態を「特定環境保全公共下水道事業（流域関連公共下水道事業）」と言います。

特定地域生活排水処理事業

戸別の合併浄化槽を設置して生活排水を処理する事業です。

生活環境の保全及び公衆衛生の向上を目的として、市町村が設置主体となって戸別の合併処理浄化槽を特定の地域を単位として整備し、し尿と雑排水を併せて処理する事業形態となります。

旧豊科町は、公共下水道の事業計画に定められた予定処理区域以外の地域（大口沢地区）でこの事業を進め、安曇野市に引き継がれています。

農業集落排水事業

農業集落単位に終末処理場を設け、農業集落の生活排水を処理する事業です。

農業振興上の観点から農業振興地域を対象として、水質汚濁による農業被害の解消等を図るとともに、農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与することを目的としたもので、農業集落におけるし尿、生活雑排水などの汚水等を処理する施設の整備を行う事業を言います。

旧明科町では、集落単位に4つの排水施設（押野地区、生野地区、川西地区、中村地区）を設け、安曇野市に引き継がれています。

下水道事業特別会計

下水道事業の経理を独立して行う会計です。

普通地方公共団体が特定の事業を行なう場合、特定の歳入をもって特定の歳出に充て、一般の歳入歳出と区分して経理する必要があるときは、条例でこれを設置するものとされています。

下水道事業についても経理を行う単位である会計として、下水道事業特別会計を設けていましたが、下水道事業に地方公営企業法の全部を適用したことにより平成27年度末で廃止となりました。

農業集落排水事業特別会計

農業集落排水事業の経理を独立して行う会計です。

下水道事業と同様に経理を行う単位である会計として、農業集落排水事業特別会計を設けましたが、下水道事業に地方公営企業法の全部を適用したことにより平成27年度末で廃止となりました。

地方公営企業法の全部を適用した公営企業会計

民間企業と同様な経理方法（複式簿記）を取り入れるものです。

平成27年度末まで下水道事業、農業集落排水事業については、上記のとおり特別会計を設けて会計処理を行っており、その経理方法は現金主義により1年間の収支の状況、言い換えれば、現金の出納を記録する方法である単式簿記により行われていました。

他方、下水道事業、農業集落排水事業は、地域の住民サービスを担う公営企業として経済性を発揮する必要があるため、その財務については、民間企業と同様の会計基準を取り入れた方がより経営状況が明確となり経済性を高めることができることから、発生主義の複式簿記により経理が行われています。

公営企業の経営成績を明らかにするため、全ての費用及び収益をその発生の実実に基づいて計上し、かつ、その発生した年度に正しく割り当てるとともに、その財政状態を明らかにするため、すべての資産、資本及び負債の増減及び異動を、その発生の実実に基づき、適当な区分及び配列の基準並びに一定の評価基準に従って整理することを規定した法律が地方公営企業法です。

地方公営企業法は、地方公共団体の経営する企業の組織、財務及びこれに従事する職員の身分取扱いその他企業の経営の根本基準が定められています。

今後、当市の下水道事業を取り巻く環境は、人口減少等による使用料収入の減少、施設・設備の老朽化に伴う更新投資の増大など厳しさを増すことを踏まえ、経営基盤の強化や財政マネジメントの向上等にさらに的確に取り組むために、地方公営企業法を適用した事業運営を行うことにしました。

老朽化による施設更新

下水道事業に係る老朽化した施設等を新しいものに取り換えることです。

下水道事業に係る建物及び附属設備（終末処理場等）、構築物（管きよ等）、機械及び装置並びにその他の附属設備（マンホールポンプ等）などの資産は、経年による老朽化が進み、やがて本来の機能を十分に果たせなくなる時期がやってきます。その期間を耐用年数と言いますが、それぞれの資産の耐用年数は地方公営企業法施行規則に定められています。

耐用年数は資産価値を算定するための経理上の基準であり、その年数を経過しても必ずしも機能が失われるというものではありませんが、企業としては、耐用年数を目安として機能が失われる前に施設の更新を行わなければなりません。

下水道事業については、合併前の旧町村において事業に着手し、施設の整備を短期間に集中して進めてきましたが、このため施設の更新時期も自ずと短期間に集中することになります。

施設については、国の誘導施策もあり、補助金等の交付を通じて整備が推進されてきましたが、老朽化した施設の更新については下水道事業を行う各公営企業が自己の資金により行うことが基本となります。

公共下水道事業運営審議会

下水道事業に関する重要事項について調査審議する組織です。

下水道事業の健全な運営を図るため、市民の代表や学識経験者で構成される市の附属機関で、市長の諮問に応じ、受益者負担金に関する事項、使用料に関する事項、運営に関する事項、普及促進に関する事項などを調査審議する機関です。「経営戦略」は下水道事業の中長期的な基本計画となる重要な計画であるため、審議会の審議を経て作成しました。

なお、平成29年度からは、水道事業及び下水道事業の双方の経営について審議する「上下水道事業経営審議会」に組織変更されます。

資本費平準化債

元金償還期間と下水道施設の減価償却期間に約20年の開きがあることから、各年度の元金償還金と減価償却費との差について資金不足が生じるという実態があり、この差に対して企業債の発行が認められたものです。平成30年度と平成31年度の2年間、元金償還金の償還財源として発行を予定しています。

ストックマネジメント

下水道事業の役割を踏まえ、持続可能な下水道事業の実現を目的に、明確な目標を定め、膨大な施設の状況を客観的に把握、評価し、長期的な施設の状態を予測しながら、下水道施設を計画的かつ効率的に管理することをいいます。

目標耐用年数

電気機械設備にはそれぞれの法定耐用年数がありますが、実際には法定耐用年数以上に使用できる実績があることから、『公益財団法人 日本下水道新技術機構「効率的な改築事業計画策定技術資料」』に基づき、目標耐用年数を25年と設定します。



安曇野市下水道事業経営戦略

**平成 29 年 3 月
安曇野市上下水道部**

〒399-8281 長野県安曇野市豊科 6000 番地
TEL : 0263-71-2000(代) / FAX : 0263-72-3176
E-mail : gesuido@city.azumino.nagano.jp
<http://www.city.azumino.nagano.jp>